

## 近代日本の批判様式

——福沢諭吉と中江兆民——

佐藤誠

一九世紀後半期の欧米先進諸国では、様々な科学技術の進歩を伴いながら、産業資本主義的経済機構が成立し、従来の狭義の経済組織から広範囲に及ぶ市場に支えられた交換経済へと移行していく。自立した閉鎖的な国家共同体を成していった社会組織が、そのため崩壊し、資本主義的な流通機構が急速に普及したために、国家共同体そのものが相互に競合し、対立することとなつたのである。こうした競合や対立は、特定の地域や国家を超えて、世界市場へと波及し、過酷な自由競争を引き起こしながら、独占資本が徐々に形成されようとしていた。その結果、社会全体の需要が必然的に増大し、産業技術もそれに伴って急速に発展していくことになる。

一九世紀後半期の近代日本は、当時のそうちした国際的情勢を十分に知悉することなく、しかも国内の統治機構をほとんど整備せずに、鎖国から開国へと対外政策を転換して、欧米先進諸国と不可避的に交渉することとなつた。そこで、政治的・経済的分野において、それらの国々とできる限り適切に交渉するためにも、当時の日本は、統一

国家としての近代的な統治機構を早急に創設することが要請されたのである。しかしながら、明治初期には、歐米先進諸国に類似した政治制度、経済組織、社会機構などが国内に存在していたわけではない。確かに近代日本は、幕藩体制から中央集権的な統治機構へと迅速に移行したけれども、具体的な政治制度はまだ構想されてはいなかつた。したがって、理想的な近代国家の基盤を作り上げるためにも、直接欧米諸国へ赴いて、それらの政治制度や社会機構を様々な視点から調査することが必要となる。岩倉具視を中心とする多くの政治指導者たちが、一八七一年（明治四）年から約二年間にわたって、欧米諸国の実情を詳細に観察したのも、幕末期に締結された「不平等条約」を改善するためばかりではなく、日本の将来の国家建設に役立つ情報をできる限り多く収集するためであった。ここに、理想的な国家建設に早急に着手しようとする明治政府の強い意欲を認めることができる。明治政府は、こうして、当時の欧米先進諸国を日本の国家建設の目標に設定して、急速な近代化政策を推し進めていくのである。

確かに、日本が欧米諸国に対して独立国家を構築するためには、欧米社会の法体系を参考しながら、当時の日本社会を根底から変革することが必要な課題であったかもしれない。実際、「米欧使節派遣の事由書」によれば、国際法である「列国公法」の中には、「天理人道ノ公義」<sup>(2)</sup>が認められる以上、「対等ノ権利」<sup>(3)</sup>を保持するためには、外交条約の合法性を「列国公法」に基づいて検証することが求められる。こうして、欧米諸国とできる限り対等な関係を樹立するためには、何よりも「宜シク從前ノ条約ヲ改正シ、独立不羈ノ体裁ヲ定ム」<sup>(4)</sup>ことが要件となる。しかし、欧米諸国の「列国公法」を遵守するだけでは不十分であり、当時の国際法に適合しうるような国家機構を構築しなければ、欧米諸国に対して「対等ノ権利」を主張することはできない。「岩倉使節団」は、そのために、それ

らの国々に見出される近代的な政治制度、経済機構、社会組織などを様々な側面から調査し、研究することになる。そこには、歐米先進諸国と比肩しうるような独立国家の基盤を樹立しようとする明治政府の強烈な政治的使命が認められる。

しかしながら、歐米諸国とは歴史的な状況や社会的・文化的背景が非常に異なる日本の中で、果たしてどの程度まで、近代的国家建設が行われるのかは、甚だ疑わしいと言わねばならない。たとえ歐米先進諸国の政治的・社会的機構を模倣することができたとしても、それらを日本社会の中に適切に導入し、定着させることは、至難の業であると考えられる。しかし産業資本主義世界から帝国主義世界へと移行する当時の国際的な状況を考慮すれば、社会の広範囲に及ぶ様々な近代化は、明治政府にとって緊急の課題であったと言えよう。

そこで本稿では、主として福沢諭吉と中江兆民を取り上げながら、彼らが日本の近代化政策をどのように考えていたのかを批判的に検討することにしたい。すなわち、近代化政策の理念と実態に関する様々な矛盾を考察することにより、福沢諭吉や中江兆民がいかなる思想的立場を抱きながら、近代日本社会の理想的な展望を提示しようとていたのかを論究する予定である。そうした作業を試みることにより、日本の近代社会に固有な問題点をある程度まで明らかにできると思われる。

## 一 近代化政策の諸問題

明治初期の維新政権は、討幕派を含む雄藩の連合勢力や公家勢力などから構成されていた。しかし維新政権は、近代的な理念を必ずしも備えていたわけではない。初期の維新政権には、旧来の封建的な領有権が継承されていて、江戸時代の幕藩体制に付随した伝統的な諸制度が残存していたのである。そうした事態に対応して、明治政府は、諸藩との関係を超越した「朝臣」としての徴士制度を設けて、中央集権的な官僚機構を創出しようとする。実際、明治政府は、『五箇条の御誓文』とともに『政体書』を発布して、政治権力を「太政官」に集中させることにより、権力の集中化を提案することになる。

維新政権は、こうして、中央集権的な統治機構の土台を徐々に築いていく。その政治的意図は、当時の欧米列強諸国に対して、独立国家としての国威を宣揚することであり、そのため、統一的な支配体制を支える有効な政治的手段として、天皇の親政を援用することである。しかし、戊辰戦争によって供与された軍事費や欧米諸国（特にイギリスとフランス）への対外借款、そして政治的動乱に伴う農民の疲弊などにより、多くの藩体制を支えていた経済的・社会的基盤は、むしろ崩壊の危機に直面することになった。確かに藩体制は、領主制的な支配形態を継承していたけれども、その財政的基盤は、非常に脆弱な状態に陥っていたことを認めねばならない。一八六九（明治二）年に実施された版籍奉還は、そうした国内事情に対して、中央集権的な統治機構の展望を提供することとなる。

「朝廷ヨリ出テ、天下ノ事大小トナク皆一二帰セシムベシ」と上奏文に示されているように、版籍奉還は、天皇制的中央集権国家の指針を明示しているのである。こうした改革は、同時にまた、藩体制を形式的に維新政権に委譲することにより、幕末維新期の変革のために疲弊した藩体制の財政基盤をある程度まで保持することになる。

しかし、数百年間続いてきた藩体制は、必ずしも即座に解消しうるわけではない。実際、藩内の人民たちの反乱が激化したのは、版籍奉還の直後であり、人民に対する隸属的な支配は、版籍奉還以後も踏襲されていくのである。維新政権は、そこで、藩に対して抜本的な改革を施すことになる。特に、一八七〇（明治三）年に公布された『藩制』では、藩の財政配分が規定され、維新政権の財源を支える手段を合法化するのである。藩政改革は、こうして、天皇の権威に依拠した中央集権的な統治機構を形成することに向けられていく。当時の国際情勢に対する危機意識から引き起こされた国威の宣揚が、そのような統治体制を早急に構築する原動力を成していたと言える。

そして、実質的な中央集権的統治機構が成立した時期こそ、廢藩置県が断行された一八七一（明治四）年に他ならない。従来の領有制は、そのために、根底から否定され、「内以テ億兆ヲ保安シ、外以テ万國ト対峙セント欲セハ、宜ク名実相副ヒ、政令一二帰セシムヘシ」と、『廢藩置県の詔』で記されているように、強固な中央集権的国家体制を構築する意図が鮮明に表明されるのである。国内の治安維持ばかりではなく、独立国家の存在価値を対外的に示す維新政府の基本的な政治政策をそこに認めることができる。

しかしながら、当時の日本が独立国家の政治的・経済的な権威を諸外国に対して正当に明示するためには、幕末期に歐米諸国と締結した不平等条約を改正することが不可欠な要件となる。明治政府が、一八七一（明治四）年に、

岩倉具視を特命全権大使とした「岩倉使節団」を欧米諸国へ派遣したのは、不平等条約を是正して、それらの国々とある程度まで対等に交渉しうるような独立国家の基盤を構想していたためである。しかし「岩倉使節団」は、当時の国際法に知悉していなかつたばかりではなく、欧米諸国側の一方的な政治的主張に対しても、なんら有効な善後策を講ずることができなかつたことを認めねばならない。明治政府は、そのために、それらの国々との条約改正交渉に挫折し、「岩倉使節団」の歴史的任務は、日本外交史の中で否定的な評価が下されることになる。

他方、「岩倉使節団」が、約一年九ヶ月に及ぶ視察旅行を続けている間に、国内政治を受け継いだ「留守政府」は、独自の近代的な中央集権的統治政策を推し進めていたのである。確かに、留守政府は、「岩倉使節団」からは、維新政府の基本的な政策を踏襲して、新たな改革をできる限り回避することを約束していた。しかし「岩倉使節団」による条約改正交渉の蹉跌や、予定期間（約一〇カ月半）を大幅に超過した視察期間となつたために、留守政府は、学制、徵兵令、地租改正の三大改革などの改革を早急に着手することとなる。それらの改革は、欧米社会の制度を基準にし、維新政権の基本的な政策を継承していく、しかも「岩倉使節団」の理念をも具体化した社会改革であると考えられる。したがって、留守政府のこうした急進的な改革は、確かに明治政府の改革に関する「岩倉使節団」との約束を等閑視していたけれども、近代日本の国家理念から決して逸脱していたわけではない。

ところが留守政府が断行したそうした改革にもかかわらず、「岩倉使節団」の帰国後は、留守政府内部の霸権争いや、「岩倉使節団」との対立などのために、留守政府に従事していた政治家たち（西郷隆盛、板垣退助、後藤象二郎、副島種臣、江藤新平）は、明治政府の基本的な路線からは排斥されることになる。すなわち、留守政府の中

で発生した征韓論争を退けることにより、「岩倉使節団」に参加していた大久保利通や木戸孝允や伊藤博文などの政治家たちが、政治の主導権を掌握することになるわけである。そして、留守政府に携わっていた政治家たちが、一八七三（明治六）年に政治の表舞台から退いたことは（明治六年の政変）、後に反政府運動を引き起こす要因となつた。実際、板垣退助たちは、翌年一月、愛国公党を組織し、『民選議院設立建白書』（以下『建白書』と略称）を左院に提出するのである。

明治初期の維新政権は、こうして、「万国対峙」を目標としながら、独立国家の基盤を徐々に構築することとなつた。しかしながら、國家建設の主導権を掌握したのは、特定の政治家たちに限定されていたことを見逃すことはできない。板垣退助たちが、『建白書』を提出したのは、国家の指針を決定する政治政策が一部の政治家たちに委ねられていて、決して公正な政策が採用されていたわけではないことを批判するためであった。実際、『建白書』では、維新政権は、「上帝室ニ在ラズ、下人民ニ在ラズ、而独有司ニ帰ス」と記されて、人民の意思が必ずしも公正に政治政策に反映されていたわけではないことを指摘している。当時は、「国ニ定律ナク」<sup>(8)</sup>、特定の政治家たちが、そのために、「任意放行<sup>(9)</sup>」する傾向がある。そのような弊害を回避するためにも、「民選議院」<sup>(10)</sup>を早急に設立して、「天下ノ公論<sup>(11)</sup>」を拡張することが要件となる。しかし国政への参加権は、必ずしもすべての人民に与えられていたわけではなく、維新時の政治活動に従事していた士族や豪家の農商たちに限定されていた。したがって『建白書』は、「政府部内反対派の要求」を具体化した文書であり、人民全体の意思表示をそこに認めるとはできない。またその文書には、国政参加への要求ばかりではなく、独立国家の基盤を確保して、國權を保持しようとする愛国心

(「愛國ノ情」)も明示されていることに注意する必要がある。

國權を重視する発想は、一八七四(明治七)年一月に公表された『愛國社合議書』にも受け継がれていく。すなわち、『合議書』には、人民の「自主ノ権利」を拡張するとともに、國家の基盤を維持することが重要な課題として述べられている。特に、「我帝国ヲシテ歐米諸國ト対峙屹立セシメント欲ス」という表現には、維新政府当初の基本的な対外政策の要点が忠実に継承されているのである。日本が幕末期に締結した「不平等条約」の影響や、産業資本主義から帝国主義へと移行しつつある当時の歐米列強諸国の歴史的経緯を考慮すれば、独立国家の基盤を重視することは、民権を容認するための前提条件を成していたと考えられる。したがって、日本が「歐米諸國ト対峙屹立」することを明言した愛國社の主張には、日本を取り巻く國際情勢に関する危機意識や、独立国家を保持しようとする民族意識を見出すことができる。こうした主張には、士族に特有な支配者意識が残存していたために、民権の拡張は、國權論と密接に結びつくことになる。實際、『立志社趣意書』に示されているように、初期の「士族民権」を特徴づける士族結社は、民衆全体の生活改善よりも、むしろ士族の救済を目的としていたのである。他方、明治政府は、こうした反政府運動に対して、政権を維持強化するために、様々な善後策を講じていたのは注目に値する。

まず一八七五(明治八)年に、維新政権を強化するために、大阪會議を開き、政体構想に関する妥協案を提示しながら、「士族民権」の首唱者板垣退助を政府へ復帰させる画策をする。そして、政権を維持するための様々な行政改革に着手するのである。明治政府はまた、自由民権の理念の普及を阻止するために、「新聞紙条例」と「讒謗

律」<sup>(16)</sup>を制定して、言論の自由を抑圧することになる。「士族民権」は、そのために、広範囲に及ぶ民衆の支持を得ることなく、一時的に衰退せざるを得なくなる。多くの民衆は、その期間には、過酷な地租改正や学制や徴兵などの負担のために、非常に厳しい生活を強いられていたのである。農民一揆が、その時期に、全国にわたって発生しているのも、そのような社会的・経済的な事情に由来している。<sup>(17)</sup>ここにおいて、一八七六（明治九）年に、旧士族に対しては、廃刀令や秩禄処分などが公布され、彼らの特權的な地位や経済的な基盤が、根底から剥奪されることになる。その結果、新風連の乱、秋月の乱、萩の乱などの不平士族の反乱が次々と発生し、翌年の西南戦争へと拡大していくのである。明治政府は、そのような士族の様々な反乱に対しては、政府軍を増強し、西郷軍を中心とした反乱軍は、軍事的な敗北を喫する結果となる。

明治政府は、その後、国内の政治的・社会的な動乱を憂慮して、治安維持のために軍事力を強化し、社会全体の統制機構を早急に整備していくのである。実際、一八七八（明治一二）年に、当時の陸軍卿山県有朋は、軍人精神の骨組を成す『軍人訓戒』を配布し、『訓戒』は後に、天皇制軍隊としての基盤を明示する『軍人勅諭』として結実することになる。また同年に公布された三新法（「郡区町村編制法」、「府県会規則」、「地方税規則」）は、単なる地方制度の改革を示しているわけではなく、中央集権的な官僚的統治機構を表す支配体系を備えているのである。すなわち、中央政府からの監督や統制を強化し（「郡区町村編制法」や「府県会規則」）、また、国家の経費の一部分を地方費に転嫁することにより（「地方税規則」）、民衆に対する租税の収奪が一層増大することになる。中央政府に対する不満や反抗は、こうして、一方的に抑圧され、政府の財政基盤は、ある程度まで保証されるのである。

しかしながら、反政府運動は、そのために終息したわけではない。

一八七七（明治一〇）年に、立志社の総代片岡健吉が提出した『立志社建白書』に端を発し、翌年に、愛国社が再興されて、自由民権運動は、士族層から商人層や農民層へと波及していき、全国的な政治運動へと発展していくのである。そして、一八八〇（明治一三）年に、国会期成同盟が結成されると、自由民権運動は最盛期を迎えることになる。自由民権運動がそのように発展した背景には、民衆の政治意識が急速に成熟した点を考慮しなければならない。実際、明治政府は、財政源を補うために、地方税への負担を増加し、また、諸物価の騰貴などのために、民衆からの財政収奪が、以前よりも増大したのである。当時の民衆は、そのために、過酷な生活を強いられることがなった。そこで、地租の軽減や地方自治権の確立を現実の政治政策へ反映させるためには、具体的な政治組織を設立することが要件となる。日常生活に対するそうした危機意識が、民衆の政治意識を高め、様々な「学習会」や集会などを通じて、多くの政治結社が創設されることとなつた。数多くの私擬憲法草案が、こうして作成されたのである。民衆が、国家の基本方針や政治政策について議論し、それらを文書で広範囲にわたって公表したのは、日本歴史上全く類を見ない現象であったと言えよう。そのような活動こそ、自由民権運動を飛躍的に発展させた要因であると考えられる。

他方、明治政府は、広範囲に及ぶそうした政治運動に対して、集会条例を公布して、牽制する手段を採用するばかりではなく、当時の日本社会の中で、どのような統治機構を構築することが適切であるのかという問題を模索することになる。実際、大隈重信は、イギリス式の議院内閣制度を援用しながら、立憲主義政策や国会の早期開設を

主張するに至る。そうした発想に對して、政府の法制官僚である井上毅は、プロシア憲法を參照しながら、天皇を中心とする欽定憲法を提案することになる。その理由は、イギリスの政治制度は、当時の日本の実情に適していたわけではなく、むしろ國体を等閑視し、民衆の生活基盤もそのために、動搖することになると、危惧されていたためである。したがつて井上は、國王が政治権力を掌握していたプロシアの統治方法を取り入れた方が、明治政府の土台を安定させるためにも有効であると見なすことになる。「普國ニ倣ヒ、歩々漸進シ以テ後日ノ余地ヲ為スニ若カズト信ズルナリ」<sup>(18)</sup> という見解には、天皇を中心とした中央集權的な國家機構を構想する井上の政治的立場が明確に示されているのである。實際井上は、全國的に波及した當時の自由民権運動を國家存続の危機として捉えていた。明治政府は、そうした反政府運動に対処するために、強固な中央集權的国家体制を構築する必要があつたわけである。したがつて、強権を發動して（ビスマルクの富國強兵政策など）、近代化政策を早急に推し進めていたプロシアは、國家建設の途上にあつた近代日本にとって、將來の理想的な國家像を提供していくことになる。

そのような状況の中で、一八八一（明治一四）年に、「北海道開拓使官有物払い下げ事件」<sup>(19)</sup> が民間の新聞によつて暴露されたために、政府は、當時財政政策を担当していた大隈重信にその事件の責任を転嫁し、大隈を政界から追放することを決断する。「北海道開拓使官有物払い下げ事件」は、こうして、憲法の構想に關して大隈と対立していた井上毅たちにとっては、人民主権に基づく憲法構想案や急進的な国会開設案を排斥する絶好の機會を提供了したことになる。ここには、井上たちが、天皇を中心とした中央集權的な強固な国家機構を構想するため、政治的な覇権を掌握しようとした動機を認めることができる。そして、同年一〇月に、明治天皇は、開拓使官有物払い下

げの中止を命令するとともに、「明治二十三年を期し議員を召し國会を開き以て朕が初志を成さんとす」<sup>(20)</sup>という勅諭を下して、事態を收拾し、政府に対する国民の批判をかわすこととなる。この「明治十四年の政變」<sup>(21)</sup>の直後に、日本で最初の全国的な政党である自由党が結成されることを想起する必要がある。

当時の日本は、歐米列強諸国と締結した不平等条約のために、國家財政や民衆の生活は疲弊し、國權は、そのために衰微していく傾向があった。自由党は、そのために、「國權を伸張して、外國と対等の交際を得る」<sup>(22)</sup>ためにも、「天賦の自由を拡充して、人為の権力を抑制し、上は政治を改良し、下は自治の氣象を発達せしむるに在り」<sup>(23)</sup>と主張することとなる。國權の拡張は、こうして、自由党を保持するためには不可欠な前提条件を示しているのである。実際、自由党の総理である板垣退助は、「民權は國權と關係を相いなすものにして、民權は國權ありてしかる後安く、國權鞏固ならざれば則ち民權もまた安きこと能わざるなり」<sup>(24)</sup>と述べて、民權と國權とが相互に補完する關係を成していることを指摘している。

しかしながら、國權拡張論は、民衆の日常生活をどの程度まで改善する効果を伴っていたのかは、極めて疑わしいと言わねばならない。不平等条約による海外資本の浸透は、既に從来の伝統的な国内産業を疲弊させ、他方、明治政府は、軍備拡張政策を保持する軍事費を捻出するために、酒造税や煙草税などの増税を作り出して民衆の生活を一層圧迫することとなつた。さらに政府は、板垣退助や後藤象一郎を外遊させて、自由党の組織自体を分断し、自由民權運動という反政府運動を弾圧しようとするのである。そして、一八八四（明治一七）年には、区町村会法が改正されたために、区戸長や県令の権限は一層強化されることになる。政府はさらに、戸長の公選制を官選制に

変えて、専制的な統治政策が社会の末端組織にまで及ぶようにするのである。下層階層の民衆たちは、そのために、自由党の中央組織から次第に離脱して、急進的な闘争形態へと政治戦略を変えるをえなくなる。加波山事件、名古屋事件、飯田事件などの激化事件が相次いで発生したのは、そのような歴史的・社会的事情に由来していたと言える。しかし、それらの事件は、いざれも警察や軍隊による過酷な弾圧政策によって鎮圧され、反政府運動としての自由民権運動は、急速に終焉を迎えることになる。

自由党は、こうして、一八八四（明治一七）年に、民衆の勢力を十分に取り入れることなく、結成以来わずか三年で解党してしまう。自由党の理念は、国権と緊密に結びついた民権を提示して、そこに人民の自由権を想定することであった。したがって、自由権は、国権のあり方によってある程度まで条件づけられることになり、人間本来の自由権は、社会の中で必ずしも十全に保持されうるわけではない。そこには、明治期に特有な国際的状況や、それによって生み出された国威発揚論が伏在していたことは明らかである。しかし窮屈化した民衆は、こうした巨視的な理念よりも、厳しい現実の日常生活に直面せざるを得ず、その理念からは必然的に逸脱していく結果となる。

国威発揚論が、単なるナショナリズムの標語を超えて、現実的な効力を示すためには、具体的な財政的基盤、すなわち軍事費の確保を伴わねばならない。しかし、政府の中でこうした財源を確保する可能性がない以上、その負担は、必然的に民衆に対して課されることになる。国権を発揚する政策に固執することにより、民衆の方は、生活の困窮化を回避することが困難となるわけである。

以上のような明治初期の歴史的経緯を考慮すれば、政府側も反政府側も、常に欧米列強諸国に対処しうるような

国家構想を抱いていたことがわかる。その構想には、強力な中央集権的な統治機構を構築し、対外的な独立を保証しうるような軍事的・経済的基盤を強化する発想が認められる。しかしながら、国威發揚論に依拠した中央集権的な統治機構は、国民国家として、人民の広範囲に及ぶ意向をある程度まで政治政策に反映しない限り、専制主義的な独裁国家へと容易に変質する傾向がある。したがって、近代日本が正当な国民国家として発展していくためにも、社会全体の改革を伴う民主化政策をある程度まで取り入れることが要件となる。確かに一九世紀末の国際的な状況に対処するためには、独立国家の基盤を強化することが必要である。しかし、名実ともに近代的国民国家を構築するためには、人民の様々な権利を保障しうるような政治的・社会的整備が実施されねばならないだろう。そうした理念的な展望と現実の政治的事情との相違を見極めるためにも、当時の日本が欧米社会を具体的にどのように見ていたのかを検討することが必要となる。そこで次に、「岩倉使節団」に随行した久米邦武が、約二年間に及ぶ欧米視察旅行を回顧しながら、一八七八（明治一一）年に出版した『米欧回覧実記』（以下、『実記』と略称）を取り上げて、彼が現実の西洋社会をいかなる視点から觀察して、近代日本の理想的な将来像を思い描いていたのかを考察することにしたい。

## 一 『米欧回覧実記』と西洋社会像

『実記』の第八九巻から第九三巻までは、西洋の政治、地理、経済機構、農業、工業、商業などの実態がまとめ

られていて、しかも東洋社会との比較を導入することにより、西洋社会の特質が要約されている。『実記』の著者久米邦武は、先ず、人種による性質の相違に注目して、西洋人である「白種ハ情慾ノ念熾ニ、宗教ニ熱中シ、自ラ制御スル力乏シ、略言スレハ慾深キ人種ナリ」<sup>(25)</sup>と述べて、個人の自由権を保持するために、「保護ノ政治」<sup>(26)</sup>が行わることを指摘している。自由権の成立が、人種の特性から簡略に説明されていることは、一見荒唐無稽のように思われるけれども、西洋と東洋の相違を明確に指摘するために、人種が取り上げられていて、それだけで東西文明のすべての相違点が判明されるわけではない。<sup>(27)</sup>さて、そうした西洋人に對して、アジア人、すなわち「黄種ハ情慾ノ念薄ク、性情ヲ嬌柔スルニ強シ、略言スレハ慾少キ人種ナリ」<sup>(28)</sup>と記され、「東洋ハ道徳ノ政治ヲナス」と見なされている。特に、中国や日本では、「高尚ノ道義ヲ務メ、下等ノ民ハ、貧弱ニテ、只上ニ依頼シ、生活ヲ偷ミ、會テ恥ルコトナク、自主独立ノ氣象、自ラ一般ニ乏シ」<sup>(29)</sup>くならざるをえない。

また、西洋の政治では、「自由ノ理」<sup>(30)</sup>を重視するばかりではなく、「慾情ノ熾ナル如ク、求福ノ情モ亦」<sup>(31)</sup>非常に強いために、團結力や組織力を強化して、自己の権利を擁護しようとする。したがって、西洋人は、「会社團結ノ気風ヲ具有」<sup>(32)</sup>していて、自分の「生命ト財産トヲ保護スル」<sup>(33)</sup>ことになる。このような見方には、産業資本主義社会の発展に伴い、資本の蓄積に從事してきた当時の新興市民階層の立場を擁護しようとする歴史的な状況が認められる。「自由ノ理」は、こうして、何よりも「私利ヲ當求スル」意ニテ、此意ヲ立テ生業ニ勉励シ、十分ニ遂ンコトヲ必ス<sup>(34)</sup>ために、重要な意義を備えていることがわかる。しかし、「私利ヲ當求スル」ことは、必ずしも孤立した利己主義を引き起こすのではなく、産業活動は、法的な様々な権利に保証されて、社会全体に広範囲な利益を与えてい

ることを忘れてはならない。特に、當時最も資本主義的経済機構が發展していたイギリスでは、國家の援助に支えられて、産業が世界的な規模に進展していたのである。實際、久米は、イギリスにおける政治制度と産業の繁栄との関連について、「方今世界、舟楫相通シ、貿易交際ノ世トナリテハ、國權ヲ全クシ國益ヲ保ツニハ、國民上下一和シテ、第一ニ財産ヲ重ンシ、富強ヲ致スニ、注意ヲ厚クセサルベカラス、立法ノ權ハ此ヨリ生スルナリ」<sup>(36)</sup>と述べている。「立法ノ權」が作り出されたのは、こうして、産業国家の基盤を維持するためであつたことが理解される。

他方、當時の中国や日本では、政治形態と産業機構は乖離した状態にあり、その結果、社会全体の活動力は停滞せざるをえない。すなわち、「支那日本ノ人民ハ、原来農耕自活ノ風儀ニテ修身ヲ政治ノ主義トシ、財産ヲ重ンセサルニヨリ、立法上ニテ目ノ主義ヲ欠タレハ、民權イカン、物權イカンニ於テハ、殆ト馬耳風ナルノミナラス、反テ其權ヲ抑圧シテ、変風移俗ノ良模トスルモノ、如シ」という事態が生じてくる。したがつて、「政治国安ノ論ハ、常ニ財產上ニ於テ注意ヲナサス、君子小人判然トシテ別界ヲナスニヨリ、漸漸ニ貧弱ニ陥ル」<sup>(37)</sup>結果となる。社会全体の活力が停滞してきたのは、「民權」や「物權」を抑圧していた政治的・社会的な経緯に起因しているわけである。しかし、中国や日本が、近代的な文明化から取り残されていたのは、国内的な要因だけに由来していたわけではない。むしろ、當時の西洋社会を取り巻く歴史的・社会的な変動に注目する必要がある。

したがつて、「歐州一般、ミナ利慾ノ競争ニ生活シタル」<sup>(38)</sup>という見方は、決して誇張した表現を示しているわけではない。そのような歴史的要因に条件づけられていたからこそ、人民の活力が国家や社会の發展に有効に適用され、近代西洋の文明が、国家的な規模で活性化していくこととなる。「歐州各國ノ文明ニ進ミシハ、國民ノ利益ヲ

謀ルニ、競勵奮勉セシ積成ニテ、天然山水ノ利ヲ開キシ功ハ、最モ觀光中ニ矚目スヘキ所多シ<sup>(40)</sup>』という文章は、近代西洋社会の發展の要旨を簡潔にまとめていとと言えよう。また農業や工業の分野においても、単に技術に関する様々な改良や進歩ばかりではなく、それらの成果を国家全体の課題として有効に実用化しうるような社会組織を創出することが求められる。そうした産業活動の中で、特に「使節團」の注目の対象となつたのが、広範囲に及ぶ貿易の活動である。原産地から多種多様な資源を輸入して、有益な商品を大量に生産し、それらを効果的に販売するためには、常に広大な市場の販路を確保しておく必要がある。そのような産業活動を保証するのが、貿易による国家的・社会的な組織に他ならない。こうして、「凡ソ世界ノ通情タル、利益ノ競争、常ニ需要ノ多キニ生ス、人工ニ成リタル物品ハ、人力ニテ摸シ得ルヘシ、故ニ今日此工ニテ利ヲ得レハ、明日ハ其工ニテ利ヲ競フモノアルコト必然ナリ、是ヲ以テ、人工産物ノ利ヲ保護スルハ、天然産物ノ利ヲ保護スルヨリモ、更ニ慎密ナラサルベカラズ<sup>(41)</sup>」と久米が指摘するのは、「人工産物ノ利」による貿易の成果を十分に把握していただためである。そして、貿易の繁栄に伴い、商業が必然的に發展していく顕著な国こそ、イギリスであり、その国の資本主義的な世界戦略を、久米は次のように述べている。すなわち、「英國ハ商業國ナリ、國民ノ精神ハ、舉テ之ヲ世界ノ貿易ニ鍾ム、故ニ船舶ヲ五大洋ニ航通シ、各地ノ天產物ヲ買入レテ、自國ニ輸送シ、鉄炭力ヲ借り、之ヲ工產物トナシテ、再ヒ各國ニ輸出シ売与フ<sup>(42)</sup>」と。

他方、東洋では、私的所有権を法的に保証する発想に乏しく、したがって、富を生み出す商業の役割に対しても評価は非常に低いと言わねばならない。實際、「東洋ノ民ハ、其自活ノ願ヒ、溢レテ富ヲ致スモノアルモ、其富ヲ

用フルニ所ナケレハ、守金奴トナリ、惰怠ヲ計ルニアラサレハ、眼前ノ濫費ニ拋擲スルノミ<sup>(43)</sup>」という性向が認められる。そのために、財貨を社会的に活用することもなく、「東洋ノ政府ハ、貿易ニ注意薄キノミナラス、却テ之ヲ妨害シ、自ラ国勢ヲ衰滅セシムル」事態さえも引き起こすことになる。ここには、当時の西洋文明から取り残された東洋の悲惨な実態が強調されている。しかし久米自身は、外国との貿易を促進することが、近代的な文明国家を作り上げるために緊急の課題であると、自覚していたために、東洋のこうした実態に対する批判的な見方を抱くことになったと考えられる。こうして、外国の諸事情を知らず、外国との貿易を等閑視することは、「殆ド群盲ノ古器ヲ評スルニ似タリ」<sup>(44)</sup>と見なされ、「今ヤ操舟航海ノ業、年ヲ遂テ開ケ、貿易ノ道ハ、世界必要ノ務メタリ、地理ヲ講シ、民俗ヲ察スル、最モ物産ニ注意シ、其原由ヲ繹ネ、進歩日新ヲ計ラサルヘカラサルナリ」と久米は記して、西洋的な文明化への道を強く勧めるのである。西洋と東洋との文明的な落差を身をもって体験したからこそ、彼は日本が、閉鎖的な伝統的慣習だけにとどまることなく、広く世界の情勢に目を向けて、こうした文明化への道へ進むことを提言することになる。

貿易による効用を痛感していたために、久米は、アジア諸国の豊富な資源に着目して、先進西洋諸国のように、貿易の振興を勧告することになる。すなわち、アジア諸国では、「国民ミナ貿易ヲ勉メ、工芸ヲ興スハ、未タ・歐洲ニ至ラサル」<sup>(45)</sup>状態であるけれども、そこには「利益ノ伏藏スル甚タ夥多シキ」<sup>(46)</sup>ことが判明している。したがって、それらの地域から豊かな天然資源を用いて貿易の事業に取り組めば、「始メテ日本富強ノ実ヲミルヘシ」<sup>(49)</sup>という事態に至るのである。ここには、西洋諸国による植民地支配下の民衆たち、つまり被支配者層の立場を考慮する視点

が乏しく、専ら統治者の立場から、アジア諸国における西洋的な植民地主義的経営形態が重視されている。したがって、植民地主義が、文明国の経済的発展をもたらすことだけが指摘され、被支配者層の人々が、それに伴い、いつそう貧困化していく経済的変質過程は、全く考慮されていないと言える。<sup>(50)</sup>『実記』の作者は、その意味で、近代西洋社会の成果を当面の到達目標とし、あくまで西洋側の視点からアジア諸国を眺めているのである。「岩倉使節団」の主要な目的は、近代日本国家の独立基盤を確保しながら、文明化政策を推進していくために、欧米先進諸国の実態を様々な角度から観察・調査することである以上、当時の植民地支配に関する民族的・社会的な諸問題にほどんど注意を向けなかつたのは、むしろ当然であったと思われる。西洋社会の理念に基づく統治者の視点は、こうして、アジア諸国を眺める場合にも、保持されていたわけである。

そのような視点は、西洋社会の仕組を観察する場合にも、決して閑却されたわけではない。例えば、フランスのパリ・コミューンに関する叙述では、民衆を「賊」<sup>(51)</sup>と呼び、「文明ノ国モ、中等以下ノ人民ニ至リテハ、猶冥頑ニシテ鷲悍ナルヲ免カレス」と記されて、当時の政府に反抗した「中等以下ノ人民」に對しては否定的な評価が下されている。他方、民衆による自治政府であるパリ・コミューンを制圧したティエールは、普仏戦争後に大統領となり、「巴利黎暴徒ノ鎮定ヲ以テシ、國家艱難ノ際ニ尽力シ」<sup>(52)</sup>たばかりではなく、「国憲ヲ制定シ、巨額ノ償金ヲ募リ、汗セテ国内ノ利益ニ、退歩ノ態ヲ生セシメスシテ、國脉ヲ維持シ、進歩ノ機ヲ誤ルニ至ラサル」<sup>(53)</sup>ことを行つたために、非常に高く評価されることとなる。実際、国家の統治を脅かす民衆や反政府活動を弾圧した政治家は、明治政府を急速に創設して、維持し強化しようとしていた日本の為政者たちに対しても、貴重な教訓を与えたに違いない。

そして、「岩倉使節団」が近代日本の国家的独立や統治者の理念について一層強い自覚を抱いたのが、プロシアとの出会いに他ならない。当時、西洋の後進国であったプロシアが、どのようにして西洋列強国の地位を獲得したのかを知ることは、帝国主義社会へと移行していた国際的情勢の中で国家建設を開始したばかりの日本にとって、非常に重要な体験であったと思われる。特に、プロシアの宰相ビスマルクは、「使節団」に対して、歐州列強諸国の中で「自主ノ権<sup>(55)</sup>」をいかに保持してきたのかについて、次のような演説をしている。すなわち、「所謂ル公法ハ、列国ノ権利ヲ保全スル典常トハイヘトモ、大国ノ利ヲ争フヤ、己ニ利アレハ、公法ヲ執ヘテ動カサス、若シ不利ナレハ、翻スニ兵威ヲ以テス、固リ常守アルナシ、小国ハ孜孜トシテ辞令ト公理トヲ省顧シ、敢テ越エス、以テ自主ノ権ヲ保セント勉ムルモ、其簸弄凌侮ノ政略ニアタレハ、殆ト自主スル能ハサルニ至ルコト、毎ニ之アリ<sup>(56)</sup>」。國際法である万国公法は、「大国」に有利な事柄に對しては、効力を持つてゐるけれども、「大国」に不利な問題に関しては、必ずしも遵守されるのではなく、「兵威」が用いられることがある。したがつて、かつて「小国」であったプロシアのような国が、「自主ノ権」を保持することは困難であり、「各国ハ、ミナ當國ノ兵ヲ四境ニ用ヒタル跡ヲ以テ漫ニ憎惡シ、軍略ヲ喜ヒ、人ノ國權ヲ掠ムルモノト、非議スル<sup>(57)</sup>」場合が生じる。プロシアは、こうして、「只國權ヲ重ンスルニヨリ、各國相互ニ自主シ、対當ノ交リヲナシ、相侵越セサル公正ノ域ニ住センコトヲ望ム<sup>(58)</sup>」ことを目指していく、「從來ノ戰ヒモ、皆日耳曼ノ國權ノタメ、已ムヲ得サルニ用ヒタル<sup>(59)</sup>」と、ビスマルクは述べて、軍事力の行使を正当化するのである。実際、「英仏諸國ハ、海外ニ屬地ヲ貪リ、物産ヲ利シ、其威力ヲ擅ニシ、諸國ミナ其所為ヲ憂苦スト、歐州親睦ノ交ハ、未タ信ヲオクニ足ラス、諸公モ必ス内顧自權ノ念<sup>(60)</sup>」が消滅すること

はないと見なされる。したがって、「万国公法」の法的正当性を全面的に信頼していた「使節団」にとっては、ビスマルクの見解は強い衝撃を与えたに違いない。

また、軍事総裁モルトケも、「万国公法」は「只国内ノ強弱ニ関ス、局外中立シテ、公法ノミ是循守スルハ、小國ノ事ナリ、大国ニ至テハ、國力ヲ以テ、其権理ヲ達セサルヘカラス」という事態を重視し、軍事力を強化して、「武力ヲ以テ歐州ノ太平ヲ護スル」ことを提案するのである。『実記』の作者は、そのようなプロシアの国策について、「太平ヲ保ツノミニアラス、此太平ヲ管領シ、万国ヲシテ、独逸ハ歐州ノ中心ニ位シ、全歐州ノ太平ヲ保護スルモノナリト謂ハシメント欲ス、是軍備ヲ振整スルニアルノミ」<sup>〔63〕</sup>と、書き留めている。

確かに、「岩倉使節団」の帰国後に、近代日本は直ちにプロシアのように軍事力を強化したわけではなく、また、國際法を無視して、アジア諸国へ軍事的な侵略を行ったわけではない。久米は、現実に明治政府の政策決定に関与していたのではなく、あくまで、歐州の実態をできる限り多様な観点から記録したのである。したがつて、『実記』の叙述自体が、近代日本の今後の針路を予告していたとは思われない。しかし、プロシア体験があつたからこそ、既に西洋による植民地支配下にあつたアジア諸国を軍事的・政治的な力学から捉えようとした見方を抱いたことは、ある程度まで認めねばならない。そこで次に、福沢諭吉を取り上げて、西洋文明に関して、彼がどのような思想的立場を保持していたのかを考察する段取りである。

### 三 福沢諭吉と文明化の課題

当時の日本が、歐米先進諸国と外交条約を締結して開国政策に踏み切った時に、それらの国々を中心とする産業資本主義的な経済機構の中へと必然的に組み込まれることになった。歐米諸国では、その時期に、自由競争による市場経済が進展しつつあり、しかもアジア諸地域への植民地支配をも次第に行われていた。したがって、福沢が、「今、我邦の有様を見れば、決して無事の日に非ず。然も其事は、昔年に比して更に困難なる時節なり」<sup>(64)</sup>と述べたのは、決して現状を誇張していたわけではない。近代日本にとって、何よりも歐米諸国との交渉に関する問題が重要であり、自国の独立をどのように維持しながら、それらの国々といかに対処していくべきかが早急に求められることになる。こうした課題に対して、「古習の惑溺を一掃して西洋に行なわるる文明の精神を取る」<sup>(65)</sup>ことこそ、日本国家の独立を保持することになると、福沢は提言している。その場合、西洋の精神は、産業の発展や科学技術の進歩によって獲得された物質的な成果だけを表していたわけではない。西洋の文明諸国は、必ずしもそうした物質的な文物だけから成り立っているのではなく、むしろ「人民独立の氣力」<sup>(66)</sup>という精神的な活力によって特徴付けられるなどを、福沢は主張している。福沢の主張は、そのために、西洋文明の外観のみを模倣することにより、日本の近代化が容易に成し遂げられると見なす当時の時代思潮とは、著しく異なっていることがわかる。「苟も中人以上の改革者流、或は開化先生と称する輩は、口を開けば西洋文明の美を称し、一人之を唱れば万人これに和し、凡

そ知識道徳の教えより、治国、経済、衣食住の細事に至るまでも、悉皆西洋の風を慕ふてこれに倣わんとせざるものなし<sup>(67)</sup>」と、彼が指摘しているように、西洋文明の物質的な部分に幻惑されていた当時の浅薄な文明開化を、痛烈に批判していることに注目しなければならない。ここにおいて、『実記』の作者とは異なる発想様式を、福沢の思考方法の中に認めることができる。西洋文明を表面的に模倣することは、「古習の惑溺」と類似した状態に陥ることになり、西洋諸国に対しては隸属的な依存意識を生み出すことになる。単なる模倣は、そのために、本来の文明化からは逸脱してしまい、「人民独立の気力」を生み出すことは極めて困難となる。

福沢は、こうして、当時の西洋諸国に対して自国の独立を維持するためにも、独立心に依拠した西洋文明の精神を取り入れることを勧めるのである。しかしながら、理想的な独立国家は、人民を抑圧するような専制的な支配機構を備えているわけではない。本来の文明は、何よりも「一国の人心風俗」<sup>(68)</sup>を備えていて、しかも「人心風俗」には、「智徳の進歩」<sup>(69)</sup>が認められねばならない。したがって、国家 자체が、圧政的な統治機構によって構成される場合には、人民は自立した独立心を保持することができなくなる。専制的な独立国家には、文明の兆候が見出されないのである。文明国にとっては、独立した精神的基盤が存在することが必須の前提条件であり、そのためにも、人民の独立精神を養成することが重要な課題となる。個人の独立は、こうして、国家の独立にとって不可欠な要因であると見なされる。「一身独立して一国独立する」<sup>(70)</sup>という象徴的な表現は、福沢のそうした発想から導き出されるのである。「智徳の進歩」に基づく「人民独立の気力」こそ、文明社会全体を活性化させることとなり、そのような活力が、国家の独立を維持するわけである。個人の独立精神と国家の独立が、ここでは、対立しているのでは

なく、むしろ相互に補完的な作用を成していることになる。特に、当時の日本は、「文明の形は進むに似たれども、文明の精神たる人民の氣力は、日に退歩に赴けり」<sup>(7)</sup>という憂慮すべき事態が認められるので、国家本来の独立基盤が揺らぎ始めていたと考えられる。福沢は、そうした時代状況を深刻に受けとめていたからこそ、「全国人民の間に一片の独立心あらざれば、文明も我国の用を為さず、之を日本の文明と名く可らざるなり」<sup>(8)</sup>と、民族主義的な心情を表明することになったのである。そこで、西洋文明の精神を明らかにするためにも、自主自立した人民に支えられた西洋社会がどのようにして形成されてきたのかを検討することが必要となる。

福沢は、ギゾーの『ヨーロッパ文明史』に基づきながら、先ず、中世のゲルマン人の間に「一個の不羈独立」<sup>(9)</sup>の精神が生まれたことを認めて、西洋文明の萌芽とし、そして封建時代には、独立した市民たちによって構成された自由都市を高く評価して、「民政の元素」<sup>(10)</sup>をそこに見出している。そこでは、自由は決して自然に取得されるのではなく、様々な権力や抑圧と戦うことにより、次第に獲得されていくことが記されている。ゲルマン人に固有な「自由独立な氣風」<sup>(11)</sup>が重視されるのは、そのためであり、また、自由都市の歴史的な役割が高く評価されるのも、市民たちが王侯貴族たちの強力な権力に敢然と対抗してきたことに由来している。そして、自由の価値が、西洋社会の発展に大きな影響を与えたのが、一六世紀初頭に企てられたルターによる宗教改革に他ならない。宗教改革は、伝統的な権威や慣習を根底から批判したからこそ、「人民自由の氣風」<sup>(12)</sup>を示した歴史的な事件として高く評価されることになる。福沢が、宗教改革を「文明進歩の兆候」<sup>(13)</sup>であると見なしたのは、人民の自由な批判精神が社会を活性化して、文明の進歩に重要な寄与を及ぼしたためである。

西洋先進諸国<sup>(76)</sup>の社会では、政治的権力や社会的抑圧に対抗して、人民が自由権を獲得してきたばかりではなく、同時にまた、多種多様な価値観が混在し、拮抗していたことも見逃すことはできない。すなわち、西洋社会自体が、様々な異なる発想や行為を排斥するのではなく、むしろそれらを容認する寛容な特質を備えていたことを表している。個人や集団相互の交流は、そのために、一層促進されて、社会全体が活性化されていくことになる。「自由の気風は唯多事争論の間に在」<sup>(77)</sup>という福沢の見解や、また、「自由は不自由の際に生ず」<sup>(78)</sup>という一見矛盾した表現も、本来の自由は、多種多様な価値観が相互に拮抗することから発生することを示しているのである。こうした自由を保持するからこそ、独立した精神も必然的に形成されることになる。福沢が、「東洋の儒教主義と西洋の文明主義」と比較して見るに、東洋になきものは、有形に於て數理学と、無形に於て独立心と、此二点である<sup>(79)</sup>と述べているのは、実証主義的な自然科学と「自由の気風」から生じる独立した精神が、近代的な西洋文明社会を成立させた重要な要因であると考えていたのである。

そのような文明社会を作り出した西洋の学問には、伝統的な学説や権威を徹底的に疑う懷疑的精神が伏在していると、福沢が指摘していることにも注目しなければならない。すなわち、地動説を立証したガリレオ、電気生理学への道を切り開いたガリバーニ、万有引力の法則を発見したニュートン、そして蒸気機関を発明したワットなどの科学における発明や発見は、懷疑的精神から生み出されたのであり、「何れも皆、疑いの路によりて真理の奥に達したるもの」と考えられる。こうした懷疑的精神は、自然科学の分野ばかりではなく、奴隸売買批判、ルターの宗教改革、アメリカの独立、そしてフランス革命にまで及び、文明社会の成立に重要な働きをしてきたことが例証さ

れる。「西洋諸国の人民が今日の文明に達したる其の源を尋ねば、疑の一点より出でざるものなし」<sup>(42)</sup>という文章は、西洋文明社会が、伝統的な権威や旧来の習慣などを根底から批判することによって発展してきたことを示している。ところで、伝統的な権威や旧来の習慣などを批判するためには、それらを相対化する自由な判断力が想定されねばならない。伝統的な権威そのものを絶対視する限り、自由に批判する契機は生じないので、批判精神は、何よりも、自由な主体的判断力を前提していることになる。実際、近代西洋の学問は、デカルトやカントなどの思索過程が示しているように、伝統的な権威や学説を徹底的に批判することによって成立したのであり、批判する規範は、自分自身の主体的な判断力に基づいている。すなわち、批判する主体と批判される対象との間には、特定の媒介項を設定することができないのである。したがって、ただ自己の判断力のみを武器にして、対象の世界を批判することになる。そうした批判方法こそ、近代西洋社会を形成してきた学問的方法を特徴付けることになる。福沢が、「今日に於ても、西洋の諸大家が日新の説を唱へて人を文明に導くものを見るに、其目的は唯古人の確定して駁不可らざるの論説を駁し、世上に普通にして疑を容る可らざるの習慣に疑を容るるに在るのみ」<sup>(43)</sup>と述べているのは、そのような経緯を表している。近代的な学問の成立過程には、こうして、自分自身の主体的な判断力以外には根拠とすべき確固とした規範はありえないわけである。したがって、近代的な学問を崇拜の対象として模倣し続ける限り、近代的な批判様式がそこから導き出される可能性はない。対象の模倣に終始するような受容態度は、むしろ、近代西洋の学問的方法とは根本的に反することになる。西洋の学問を無条件に模倣することは、権威主義的な学説に容易に追随する軽率な態度を示すだけである。

#### 四 福沢諭吉の日本社会批判

福沢は、批判精神を伴った近代西洋の学問的な意義を高く評価しているけれども、他方、中国の学問、特に漢学を厳しく批判することになる。そこで、中国や日本の文化を支えてきた漢学のどのような側面が批判の対象となつてゐるのかを、次に考察する必要がある。彼は、青年期には、「漢学者の前座ぐらゐにはなつて居た<sup>(64)</sup>」と自ら述懐しているように、決して漢学の素養に欠けていたわけではない。『福翁自伝』に記されているように、福沢はむしろ、漢書を熱心に涉獵していたことがわかる。こうした彼の漢学修業が、後に蘭学、そして英学へと学問の対象が変わつたのは、幕末期の激動した歴史的な変化に、彼が迅速に対応したからに他ならない。しかしながら、漢学が批判の対象となるのは、単に当時の歴史的な動向に適応していなかつたためばかりではない。実際、「古風なる漢学<sup>(65)</sup>」には、世界の事物を実証的に検証して分析する方法が認められず、伝統的な權威や学説を無批判に受け入れる態度が見出される。特に自然学では、「陰陽五行の空を談じて万物を包羅<sup>(66)</sup>」するような思弁的な見解が示され、「古を慕ふて自らたつことを為さず<sup>(67)</sup>」、しかも「現在のまゝを盲信して改むるを知ら<sup>(68)</sup>」ない思考態度が通例となつてゐる。実証性に乏しい学説を目的的に容認する態度が、漢学の学問的な方法を特徴付けてゐるわけである。古典を盲信して、訓古注釈の作業に終始没頭することは、權威主義に無批判に追従することを意味する。そこには、物事を根底から疑つて検証するような批判的精神が見出されることはない。漢学には、また、道徳上の諸原理を様々な分

野に一般化する傾向があることも見逃すことはできない。

道徳原理は本来、個人の内面に関わり、社会一般に適用することを、福沢は厳しく斥けている。確かに、漢学には、自然学を研究対象にする限り、実証的な方法が認められないけれども、日常生活の行為や道徳については、具体的な教訓が提示されている。漢学が示す道徳的教訓は、実践的な処世訓として、現実の行動様式に役立つためである。したがって、漢学は、狭義の実学的特性を備えていると言える。しかし、特に儒学が提言する「修心倫常の道」<sup>(90)</sup>は、あくまで個人の行動様式だけに限定された道徳原理として積極的な価値を持つのであり、それを社会全体に及ぼすことを、福沢は厳しく批判するのである。すなわち、「内に存する無形のものを以て、外に顧わるる有形の政に施し、古の道を以て今世の人事を処し、情実を以て下民を御せんとするは、惑溺の甚だしきものといふべし」と、断定されることになる。

福沢はまた、儒学ばかりではなく、宗教の中に認められる道徳的な教訓が社会の構成原理として適用されると、個人の自由な精神を抑圧し、その結果、社会の進歩に支障をもたらすことを危惧している。私的な道徳原理を社会全体に及ぼすことは、「人を蔑視し人を压制して、その天然を妨るの举动」<sup>(91)</sup>であり、文明社会へ進むことは非常に困難となる。こうした見解は、文明を「人の智徳の進歩」<sup>(92)</sup>と見なし、個人の道徳的な価値を示す徳よりも、理知的な能力を表す智の方が、文明の進歩にとって重要な働きを果たすと考える福沢独自の文明観に由来している。すなわち彼は、「私徳を無用なりとして棄つるにはあらざれども」<sup>(93)</sup>、文明社会を発展させるためには、社会全体の変革を引き起こす智恵の働きを活用することが前提条件となると判断しているのである。そこには、当時の日本が、先進

歐米諸国を必然的に相手にしなければならないという切迫した歴史的認識が伏在している、と思われる。したがつて、宗教や道徳を用いて、社会の仕組を変革することは、そのような状況を無視した時代錯誤として排斥されざるをえない。「古事記、五経を暗唱して、忠義修身の道を学び、糊口の方法をも知らざる者あらば、之を文明の人と云ふべきや。五官の情欲を去て難苦に堪へ、人間世界の何物たるを知らざる者あらば、之を開化の人と云ふ可きや」<sup>(95)</sup> という文章には、文明国家の建設に早急に着手しないことを非難した福沢の憤怒が込められていると言えよう。

しかし批判の対象は、儒教文化ばかりではなく、外来文化を受容してきた日本社会の特質にも向けられている。日本が、西洋諸国やアジア諸国の文化をどのように見るのかという問題は、主体である日本側がいかなる認識様式や感性形態を持っていているのかという問題と切り離すことはできない。福沢は、こうして、日本社会の特質を分析することによって、外来文化に対する日本側の受容態度を考察するのである。

西洋先進諸国が多種多様な価値観を容認して、自主独立した精神を形成してきたけれども、日本社会は、むしろ、そのような価値観を抑圧したり、排斥して、支配と被支配との相互隸属的な依存状態を成す権威主義的な統治原理を採用してきたと、福沢は考へている。その統治原理は、「権力の偏重」<sup>(96)</sup> と呼ばれ、政治組織ばかりではなく、日常生活をも含む社会全体にまで及んでいる。すなわち、「甲は乙に圧せられ、乙は丙に制せられ、強圧抑制の循環、窮屈あることなし」<sup>(97)</sup> という作用を伴い、それが日本の「全国人民の氣風」<sup>(98)</sup> を表すわけである。治者が被治者を支配し、被治者が治者に無条件に服従するような人間関係からは、主体的な自由意志が生み出されることはない。人間は、相互に支配と被支配による隸属的な依存関係を形成し、「強圧抑制の循環」が、日本社会の伝統的な習慣を条

件付けているわけである。

そうした関係の中に組み込まれた人間は、自己の行動様式を権威主義的な価値規範に従属させることになる。主体の自由意志がそこに入り込む余地はほとんどなく、行為の妥当性は、ただその価値規範によって保証されるだけである。しかし、行為がその価値規範から逸脱する場合には、自己の行動様式を正当化する根拠を失い、権威主義的な原理によって構成された社会からも孤立せざるをえなくなる。したがって、その価値規範を受け入れる限り、行動の妥当性はある程度まで保証されるわけである。確かに権威は、支配的な価値規範を強制的に押し付けるけれども、共同社会からの孤立を回避するためにも、その価値規範に服従することが必要となる。しかしながら、権威の価値規範を容認する以上、いかに自己の行動様式が保証されていても、自由意志は必然的に抑圧されることを認めねばならない。その結果、社会の権威主義的な価値規範に追従すればするほど、個人の主体的な判断力は排斥されて、自由な批判精神が形成されることはないなるわけである。福沢によれば、日本の社会や学問が伝統的に果してきた役割は、まさに権威に無条件に追随してきた歴史的な特性であったと考えられる。実際、日本社会の人間関係では、支配と被支配との隸属性の相互依存状態が見出され、その中に組み込まれた学問の担い手たちも、必然的にそうした状態に置かれることになる。すなわち、日本の学者たちは、「政府と名る籠の中に閉じ込められ、此籠を以て己が乾坤と為し、此小乾坤の中に煩悶する」<sup>(9)</sup> わけである。政治権力によって制約された「小乾坤」の中に安住する限り、学問はその権力を支えるための单なる道具となる。御用学者は、まさに主体的な判断力を自ら放棄して、政治権力に依存した道具の役割を甘受する存在に過ぎない。そして、権力や権威が示す価値規範を盲信する

ことにより、公正な判断は一層困難とならざるをえない。御用学者は、そのために、現実離れした理想像を捏造するばかりではなく、事物を正確に理解することさえできなくなる。

こうして、「権力の偏重」に依存する間は、異文化の実態を正しく理解する視点を自ら歪めてしまうのである。特に、日本社会の中で歴史的な役割を果たしてきた儒学は、福沢の厳しい批判の対象となる。彼は、儒学者たちについて、「古を信じ、古を慕ふて、毫も自己の工夫を交へず、所謂精神の奴隸（メンタルスレーヴ）とて、己の精神をば擧て之を古の道に捧げ、今の世に居て古人の支配を受け、其支配を又伝へて今の世の中を支配し、治ねく人間の交際で停滞不流の元素を吸人せしめたる」<sup>(10)</sup> 行為をしてきたと非難し、そうした行為は、「儒学の罪」<sup>(11)</sup> であると断言さえしている。儒学者たちは、伝統的な権威や学説を盲目的に信奉することにより、「権力の偏重」をむしろ正当化し、専制的な政治体制を擁護してきたと見なされるわけである。

福沢はまた、権威の価値規範を盲目的に信奉する態度は、儒学者たばかりではなく、安易に西洋化を試みる当時の洋学者たちにも認められることを指摘している。批判的精神の欠如は、西洋の文物を軽率に導入しようとする洋学者たちの受容態度にも見られるのである。実際彼らは、「唯旧を信ずるの信を以て新を信じ、昔日は人心の信、東に在りしもの、今日は其處を移して西に転じたるのみ」<sup>(12)</sup> という方法を採用しているだけであり、権威の対象が、ただ東洋から西洋へと移行しただけに過ぎない。したがって、そうした受容態度には、「其信義の取捨如何に至ては、果して的明あるを保す可らず」<sup>(13)</sup> と指摘されているように、懷疑的精神が全く認められず、まして主体的な批判的精神が生ずることはない。そのような浅薄な西洋崇拜こそ、権威の価値規範に盲目的に追従する点では、儒

学者の古代崇拜と類似した心的傾向を表すことになる。福沢が厳しく批判しているのは、批判的精神を欠いた当時の洋学者たちの軽率な受容態度であると言えよう。

### 五 中江兆民と自由権の問題

中江兆民が、『東洋自由新聞』の主筆として言論活動を開始したのは、一八八一（明治一五）年三月であり、また、雑誌『政理叢談』に漢訳『民約訳解』の連載を始めたのは、一八八二（明治一五）三月である。すなわち、兆民が自己の政治思想を公表した時期は、「明治十四年の政変」の前後に相当する。その政変を、「近代日本の藩閥政治の、そして明治憲法体制に向かっての出発点」と見なす限り、兆民は、近代日本の国家建設過程を常に見据えながら、自己の政治思想を形成していくことがわかる。

さて、兆民が『東洋自由新聞』で繰り返し言及したのは、近代国家機構における自由権の問題である。憲法や国會がまだ存在していなかった当時の日本社会で、人間の自由がどのように実現されるのかということは、人民主権に基づく統治機構を模索していた兆民にとって、緊急の課題であったと考えられる。兆民は、その場合、二種類の自由を想定している。まず、「我ガ精神心思ノ絶エテ他物ノ束縛ヲ受ケズ」<sup>(脚)</sup> 状態を表す「リベルテーモラル」<sup>(脚)</sup> であり、「内ニ省ミテ疚シカラズ自ラ反シテ縮キ」事態を指している。すなわち、「リベルテーモラル」は、決して無制限な放縱状態を表すのではなく、人間に本来備わっている正当な道徳的感情を意味する。次に、「人々ノ自ラ其処

スル所以ノ者及ビ其他ト与ニスル所以ノ者<sup>(18)</sup>」すべてを表す「リベルテ—ポリチック」であり、人間社会の成立にとって不可欠な権利を提供している。「人ノ自由ヲ貴ブヤ権利ヲ失ハザランコトヲ欲スルノミ」<sup>(19)</sup>という文章が示しているように、自由の重視は、権利を保持することにつながるわけである。しかしそれらの自由は、決して人間が獲得するものではなく、「天賦<sup>(20)</sup>」と見なされていることに注意する必要がある。兆民は、自由を「天賦ノ自由」と捉えることにより、自由に普遍的な価値を与えていた。したがって、自由を恣意的に抑圧したり、排斥することは全く不当な行為であり、むしろ、社会の中で自由を堅持することが要件となる。自由は、その時、社会の発展を阻害するのではなく、むしろ促進する性質を備えていることになる。「自由ノ權ハ猶ホ生氣ノ如シ」<sup>(21)</sup>である以上、「自由ノ權」は、社会全体の活性化をもたらすわけである。兆民は、特に欧米諸国の例を取り上げて、「今欧米諸国号シテ文物旺盛ト称スル者、皆民ノ自由ノ權ヲ亢張スルコトヲ以テ先務ト為サザル莫シ<sup>(22)</sup>」と述べている。「民ノ自由ノ權」の拡張こそ、国家全体の繁栄につながるわけである。こうした見解は、後に『三醉人経綸問答』の中にも見出され、そこでは、「自由の大義<sup>(23)</sup>」が西洋社会の土台を成すことを兆民は指摘している。しかし「民ノ自由ノ權」が否認される時、社会の活力は枯渇せざるをえない。そこで、「自由ノ權」を適切に保証し、それを正当に行使するためには、どのような社会機構が構想されるのかを考察することが必要となる。

兆民は、國家の骨組を成す憲法と国会を重視し、それらが適切に構築された場合に、「民ノ自由ノ權」を確保することができると考えている。実際、憲法の制定と国会の開設は、人民の意志を政府の政策決定にある程度まで反映させることができ、その結果、「民ノ自由ノ權」を正当に容認することになる。すなわち、憲法と国会が存在す

る時には、「人民票ヲ投ジテ代員ヲ選シ遣ハシテ議院ニ詣ラシメ、議院ノ士又有司ヲ推選シ入リテ天子ヲ佐ケテ政ヲ行ハシム」事態に至るのである。したがって、人民の意志を反映させる統治機構を創設するためには、憲法の制定と国会の開設が必要不可欠な要因となる。そして、「民ヲ教養スルノ要ハ国人相ヒ共ニ憲令ヲ著定シ堅守シテ失ハズ、有司ヲシテ權ニ藉リ威ヲ行フテ自ラ恣ニスルコトヲ得セシメザルニ在リ」という文章が示しているように、憲法の制定は、政府と人民が協力して行うことが必要であり、兆民は、特定の政治家が「權ニ藉リ威ヲ行フテ自ラ恣ニスルコト」を厳しく批判している。

しかし、当時の日本社会では、藩閥政府が恣意的な権力を一方的に行使しながら、人民を支配していたことを忘れてはならない。すなわち、「全國ノ法ヲ定メ律ヲ立て又之ヲ改正スル」仕事は、「治者<sup>(18)</sup>」に委ねられ、「人民ハ唯之ニ柔順スルノ義務<sup>(19)</sup>」しかなかったのである。そうした藩閥政府に対する批判は、特に「有一邦于此」と題する記事に見出される。兆民はそこで、国会も憲法もまだ存在しない国家では、「貴官大職意ヲ肆ニシテ政ヲ行ヒ、恣睢狂至ラザル所無ク、民法刑法ノ属稍旧規ヲ去リ新途ニ就キ少ク觀ル可キ者有ルガ如シト雖モ、然レドモ在位ノ人心ニ慮ルコト有ルトキハ、常ニ法律ノ外ニ出デテ以テ其志ヲ行フコトヲ得、細大ノ事皆有司一時妄度臆想ニ成ラザルハ莫シ<sup>(20)</sup>」と述べて、「有司一時妄度臆想」によって成り立つ当時の明治政府を諷刺している。ところが藩閥政府は、必ずしも政治権力を私物化する政治家によって形成されていたわけではない。当時の日本は、欧米諸国と様々な問題を適切に交渉するために、統一国家を早急に構築することが求められていた。したがって、人民全体の意志を綿密に検討するよりも、むしろ近代国家としての統治機構を整備することが先決問題であったと言える。特に、

アメリカの軍事的圧力によって、外交方針が鎖国政策から開国政策へと転換せざるをえなかつたために、歐米列強諸国に対する危機意識は、明治政府の首脳部に終始去來していたに違ひない。國權の強化は、その意味で、民權の普及よりも切実な課題となつてゐたと考えられる。明治政府は、そのために、「ひたすら旧来の特權に固執する華士族を押しきつて、封建領主制の最終的解体を実現でき」<sup>(12)</sup>、国内機構の近代化を強引に遂行せざるを得なかつたのである。しかし、國權の強化は、必ずしも常に、民權の輕視を伴うわけではない。

實際兆民は、『一年有半』の中で、「王公將相無くして民有る者之有り、民無くして王公將相有る者未だ之有らざる也」<sup>(13)</sup>と述べているように、人民が国家の土台を成すことを指摘している。正当な統治機構は、そのために、決して人民を無視した專制政体であつてはならず、人民の意思を常に取り入れることが要件となる。憲法の制定と国会の開設は、ここにおいて、理想的な社会が成立する前提条件を成していることがわかる。したがつて、兆民は、「憲法未ダ立タズ国会未ダ設ケザルノ人民ハ民ニ非ラザルナリ、一群の禽鹿ノミ」と述べて、憲法や国会が存在しない社会を厳しく批判している。その場合、「人民ハ民ニ非ラザル」事態を生み出すのは、藩閥政府ばかりではなく、人民自身の責任であることを、兆民は見抜いていることに注目しなければならない。すなわち、「吾儕ノ未ダ憲法ヲ立ツルコト能ハズ未ダ国会ヲ設クルコト能ハザルハ独リ吾儕人民ノ罪ナリ」<sup>(14)</sup>と。憲法の制定と国会の設立は、こうして、人民が眞の人民となる成立条件を表すことになる。

ところで、兆民がそのような見解を公表した時、彼は明治政府の專制的な風潮に決して絶望していたわけではない。確かに兆民は、人民の自由権が、「有司專制」のために、抑圧されていた状況を憂慮している。「自由ノ権未ダ

興ラザルノ邦ニ於テ、自由ノ權ヲ興サント欲シ、憲令未ダ定ラザルノ國ニ於テ、憲令ヲ定メント欲ス。天下ノ事之ヨリ難キハ莫ク、之ヨリ難キハ莫シ<sup>(12)</sup>」という文章が示しているように、兆民は、理想的な国家建設が非常に困難であることを認めている。しかし当時の日本社会は、必ずしも閉塞した様相を示していたわけではない。実際、兆民は、「已ニ立憲ノ政体ヲ願欲シ国会ノ開設ヲ望ムノ声ハ囂々トシテ地方到ル処演説ニ新紙ニ其徵候ヲ見ザルナキニ至ル<sup>(13)</sup>」と書き記しているように、社会全体を変革する気運が次第に盛り上がっていったことを洞察している。憲法の制定や国会の開設を伴う国家建設は、決して想像上の産物ではなく、むしろ実現可能な具体的な政策として捉えられていたわけである。兆民は、まさにそのために、「天子ノ聖明ナルト宰相ノ賢智ナルトヲ以テ、夙ニ国会ノ設ケザル可ラズ憲法ノ立テザル可ラザルヲ知リ、詔ヲ下シテ將サニ立憲ノ制ニ循ハント欲セントスルノ意ヲ宣<sup>(14)</sup>」することを期待することになる。「天子ノ聖明」や「宰相ノ賢智」という表現は、明治政府に対する兆民自身の信頼感を示しているのである。したがって、たとえ「有司專制」による弊害があつたとしても、そうした信頼感を兆民が抱いていたからこそ、彼は理想的な統治機構の具体的な可能性を想定することができたと言えよう。特に、人が政治活動に参加し、自由権を行使することは、決して國家の障壁となるのではなく、むしろ「我天子ノ聖意ニ副フコト<sup>(15)</sup>」になると、兆民が述べているのは、彼が現実変革の実現をある程度まで信じていたからに他ならない。

そこで、人民主権を保証するためには、兆民はどのような統治機構を構想していたのかを次に考察する必要がある。兆民は、その場合、イギリスの立憲政体を理想化した「君民共治<sup>(16)</sup>」という統治理念を提示し、人が統治の主体となる政治形態を提案している。その理念では、君主の選出や法律の作成はすべて人民の意志に基づき、しかも

「君主ノ如キハ特ニ人民ヲシテ立法行政ニ權ノ間ニ居テ之レガ和解調停ヲ為サシムルニ過ギザル」<sup>(13)</sup> 点に注意する必要がある。すなわち、「行政立法ノ權並ニ皆人民ノ共有物」<sup>(12)</sup> であり、君主が独裁的な權力を人民に行使することが容認されることはありえない。實際、兆民は、イギリスの政体について、「其名称其形態並ニ嚴然タル立君政治ニ非ズ乎」<sup>(13)</sup> と述べて、「毫モ独裁專制ノ迹」<sup>(14)</sup> を見出すことができないと判断している。そして、「其宰相ハ則チ国王ノ指命スル所ナリト雖ドモ、然レドモ要スルニ議院與望ノ属スル所ノ外ニ取ルコト能ハズ」<sup>(15)</sup> という文章が示しているように、君王の選出は、あくまで「議院與望ノ属スル所」に基づいているのである。

しかしながら、兆民は、イギリスの立憲政体を無条件に評価していたわけではない。特に、「英仏人民可哀不可慕」と題する記事で、兆民は、「暴政府」<sup>(16)</sup> や「暴官吏ノ制」<sup>(17)</sup> に対抗して、イギリスやフランスの人民が自由権を得た歴史的経過を叙述している。人民はその場合、「干戈ノ力」<sup>(18)</sup>、つまり武力を用いて自由権を奪取したことが指摘されている。ところが、兆民は、「強キテ詭激ノ論ヲ唱ヘテ腕力ノ説ヲ鼓シテ必ズ英法暴乱ノ跡ニ倣ハント欲ス、狂ニ非ザレバ妄ナリ」<sup>(19)</sup> と述べて、西洋の人民の過激な行動を模倣することを厳しく斥けるのである。西洋の人民がそうした行動に赴いたのは、「暴ノ政」<sup>(20)</sup> を人民に施した政府の不当な政策のためであり、その意味で、「英法政府ハ戒ム可キナリ、則トル可ラザルナリ」<sup>(21)</sup> と見なされることになる。そのような「英法政府」に対し、日本では、「朝廷慈仁ノ心ヲ体シ其政ヲ發シ令ヲ出ス一モ道義ニ合セザル莫シ」<sup>(22)</sup> と、兆民は主張している。明治政府が穩健な政策を提示する以上、「復タ何ゾ同胞相ヒ虐シ然後快ト為スコトヲ須キ」<sup>(23)</sup> と記して、兆民は、人民が過激な暴力行為に及ぶことを戒めるのである。ここには、西洋の歴史的経緯を盲目的に追従することを避けようとする兆民の批判

的態度が認められる。それでは、人民が統治の主体を成す「君民共治」の中に、人民の意思はどのように反映されるのであるうか。

「君民共治」では、人民の自由権を何よりも重視し、拡張することが要件となる。しかし現実社会では、通常、「習俗因襲ノ久シキ自由ヲ保庇スルノ器具ハ備ハルコト少クシテ之レヲ妨害スルノ方術ハ実ニ至尽ナル」事態が見出される。したがって、自由権を様々な領域で抑圧している社会制度 자체を改善しない限り、「真ノ自由ヲ保有スル<sup>(14)</sup>」ことはできない。自由権は、「人民ノ頼ミテ以テ身ヲ安ンジ命ヲ立ル<sup>(15)</sup>」特性を持つばかりではなく、社会全体の発展に役立つ働きをも示すことになる。そうした自由権を十分に發揮するためにも、憲法や国会を備えた統治機構を創設することが必要となる。兆民が、ルソーの『社会契約論』の中に、人民主権に基づく理想的な統治形態を見出したのも、自由権を重視するルソーの政治的見解に共鳴したからに他ならない。

しかしながら、国家や社会の方が、こうした自由権を受け入れる適切な土壤がない限り、自由権は現実から乖離した單なる理念に留まらざるを得ない。兆民は、ここにおいて、日本の伝統的な文化的土壤を批判的に検討することになる。兆民は、特に晩年の著作『一年有半』の中で、西洋文化全体に対する日本側の受容態度を厳しく批判している。兆民は、先ず、西洋哲学について、「己れが学習せし所の泰西某々の論説を其儘に輸入し、所謂崑崙に箇の糞を呑める<sup>(16)</sup>」ような浅薄な受け取り方が、日本の「哲学家」の姿勢を特徴付けている、と指摘している。したがって、「泰西某々の論説」に無批判に追随する限り、日本の「哲学家」は、決して「哲学者と称するに足らず<sup>(17)</sup>」と、見なさざるをえない。兆民は、その場合、哲学の対象を必ずしも現実の社会活動と切り離してはいられない。むしろ哲

学こそ、「人民の品位」を示し、「哲学無き人民は、何事を為すも深遠の意無くして、淺薄を免れず」という事態が生ずることになる。こうしてみると、淺薄な受容態度は、本来の哲学が欠如した精神的風土と密接に結びついていることがわかる。實際、兆民自身は、「我日本古より今に至るまで哲学無し」と主張し、日本の思想史には、「純然たる哲学」<sup>(15)</sup>が存在することを否認している。哲学という言葉を、「万事ニ係リテ其本原ヲ窮究スル」思索的嘗為であると定義すれば、国学者たちは、「古陵を探り、古辞を修むる一種の考古家に過ぎず、天地性命の理に至ては嘗焉たり」と判断せざるをえないし、儒学者たちもまた、「經説に就き新意を出せしことあるも、要、經学者たるのみ」と断定されてしまう。しかし、自国の文化に内在する哲学的な原理が乏しいために、西洋文化の受容は、逆に因滑に行われることもある。西洋文化と自国の文化との対決がほとんど見られないことは、西洋文化という異文化を容易に受け入れる契機をもたらすからである。兆民は、そのために、西洋文化の受容は、「極めて事理に明に、善く時の必要に従ひ推移して、絶て頑固の態無し、是我歴史に西洋諸國の如く、悲惨にして愚冥なる宗教の争ひ無き所以也」と指摘している。そして、明治日本では、「頑固の態」がなかつたために、「旧来の風習を一変して之を洋風に改めて、絶て顧籍せざる所以也」いう状況が引き起こされるわけである。

そのような事態の中で、異文化を柔軟に受け入れる積極的な姿勢を日本社会の中に認めることもできる。確かに西洋社会は、歴史的背景や文化的伝統などが日本とは非常に異なり、その社会の様々な現象を正確に理解することは極めて困難である。しかし、たとえ浅薄な受容態度であつたとしても、それらの異文化が日本文化に豊かな視点をもたらしたことは否定することができないだろう。ところが兆民によれば、そうした受容態度こそ、むしろ厳し

い批判の対象となるのである。「其浮躁輕薄の大病根も、亦正に此に在り、其薄志弱行の大病根も、亦正に此に在り」という指摘は、当時の文明開化に対する痛烈な批判を象徴的に表している。そこで、最後に、福沢諭吉や中江兆民が、近代日本の問題点を考察しながら、どのような社会像を構想しようとしていたのかを論究することにしたい。

## 六 近代日本の課題

幕末期の日本が、歐米先進諸国に対して開国政策を断行した後には、外交条約に関する様々な不利な条件のために、日本とそれらの国々との貿易不均衡が、次第に深刻な様相を呈してきた。しかし、明治初期の日本は、自国の製品を歐米諸国へ十分に輸出することができるような技術力や産業基盤を備えていたわけではない。歐米諸国への従属に伴う自由貿易のために、日本の旧来の産業機構は次第に崩壊せざるを得ず、伝統的な社会組織も大きく変革することになる。実際、日本が原料とする輸出製品（生糸や茶など）に依存する限り、西洋の工業製品（綿糸や綿織物など）が、市場の販路に流入してくるのは、必然的な経緯であったと言える。日本の貿易収支が、こうして、輸入超過に陥った理由は、開国政策の結果が、「資本主義列強への市場の開放」と、同時にまた、「世界市場への受動的な編入」をもたらしたことによ来している。明治初期の日本社会は、西洋のこうした経済的な圧力のために、産業機構や社会組織の基盤が根底から揺らぎ始めたわけである。したがって、当時の日本と西洋諸国との貿易事情

を考慮すれば、「我が國の損亡」と云わざるを得ず<sup>(18)</sup>」という憂慮すべき事態となり、しかも「國の貧を招て、永き年月の後には、必ず自國の独立を害す<sup>(19)</sup>」危機さえも引き起こされると、福沢は指摘している。

また、万国公法は、日本と歐米諸国との様々な外交問題に対処する法律ではあるけれども、決して双方の国々に公平に作成された法律ではない。既に『実記』の中で、万国公法に関する限り、プロシアのビスマルクやモルトケの考えが示されていたように、福沢も同様な見解を抱いている。すなわち福沢は、万国の概念には、「世界万國の義に非ずして、唯耶蘇宗派の諸國に通用するのみ」と述べ、万国公法は、日本と歐米諸国との様々な外交問題に対処する法律ではあるけれども、決して双方の国々に公平に作成された法律ではないことを指摘している。また、日本が組み込まれた世界資本主義的経済機構も、先進西洋諸国にとって有利に作られているために、植民地化されたアジア諸国では、西洋人に好都合な「文明化」が正当化され、実施されることになる。「欧人の触れる處にて、よく其の本国の権義と利益とを全ふして、眞の独立を保つものありや」という文章が示しているように、西洋人の行動様式は、自己自身の利益に基づいているわけである。したがって、そうした西洋人たちとの交際を彼らの価値規範に基づいて深めれば深めるほど、日本社会そのものの独立基盤は動搖せざるをえなくなる。福沢は、そのために、「我日本も東洋の一國たるを知らば、仮令ひ今日に至るまで、外国交際に付き甚しき害を蒙たることなきも、後日の禍は恐れざる可らず<sup>(20)</sup>」と、警告をするのである。

そうした「至困至難の大事件<sup>(21)</sup>」に対処するためにも、國權を強化して、独立國の基盤を固めることが緊急の課題となる。福沢は、その場合、軍事力による國權の強化を必ずしも無条件に容認していたわけではない。確かに、当

時の歐米諸国は、優れた軍事技術を備えていたけれども、軍事技術だけがそれらの国々を支えていたわけではないのである。政治、経済、社会などの広範囲に及ぶ領域で、歐米諸国は整備された近代的な機構を既に保持していたことを想起する必要がある。したがって、当時の日本が、それらの国々に対抗しうるような軍事技術を自力で開発することができるためには、社会の基盤を成す近代的な統治機構を創設することが先決問題となる。歐米諸国と比較して、日本が軍事技術や軍事力に劣っているのは、「國の文明の未だ具足せざる証拠」<sup>(1)</sup>であり、軍事力だけを強化することは、「事物の割合を失して実の用には適せざる」<sup>(2)</sup>ことであると、福沢は考えるのである。彼は、そのため、「今の外交際は、兵力を足して以て維持すべきものにあらざるなり」と述べて、軍事力だけに依存した独立国家の発想を斥けることになる。こうして、文明国としての国家の独立を保持するためには、国家そのものの文明化が重要な課題となる。

文明の進歩には、人民の自主独立の精神が主要な条件として求められる以上、文明国は、人民の様々な意をあら程度まで国家の政策に反映させねばならない。特定の政治権力による支配体制ではなく、民意を十分に取り入れた国民国家を創設することが要件となる。したがって、人民の正当な権利を表す民権が、文明国には不可欠な要因として特徴付けられることになる。実際、「民権を伸ばして國の基を立て、官民諸共に独立國の面目を張ること、至大至重の事なる歟」<sup>(3)</sup>という文章が示しているように、福沢は、民権と國権とを対立する観念として捉えているのではなく、民権の伸張が國権を強化して、國家独立の基盤を形成することになる、と考えていることに注意する必要がある。そして、民権の伸張を実現する具体的な政策こそ、国会開設に他ならない。

明治初期の政府は、薩長政府と言われたように、特定の政治家たちが政治権力を掌握する統治機構を備えていた。國家の骨組を成す憲法がまだ制定されておらず、また人民の代表者を送り込む国会も創設されていなかつたのである。したがって、人民の意思が、必ずしも政府の政策に直接に反映していたわけではない。政府が、特権を享受する政治家たちによって構成されている間は、人民に対して専制的な態度を示す傾向がある。日本社会の中に伝統的に見出される「権力の偏重」<sup>[12]</sup>は、そのために、温存され、文明国の中の理想状態からは、必然的に遠ざかることになる。すなわち、「專制抑圧の氣風」<sup>[13]</sup>と「卑屈不信の氣風」<sup>[14]</sup>が社会全体に浸透している限り、「日本には唯政府ありて未だ國民あらず」<sup>[15]</sup>という事態が続くわけである。そこで、「権力の偏重」に支配された社会の悪弊を取り除くためにも、民権を復権させて、国会を開設することが要件となる。国会開設は、こうして、日本社会の閉塞状況を少しでも改善するための具体的な善後策であり、「自ら藩閥を棄て、又、他の愚俗をして藩閥恐怖の迷夢を醒覚せしむるの一直法」<sup>[16]</sup>となりうるのである。

しかしながら、国会開設は、単に民権を拡張するためだけに想定された政治政策ではない。「文明の政は唯嚴正の一点にあるのみ」と福沢が述べているように、文明社会の政治制度は、「理を枉げて人を制する」<sup>[17]</sup>ような「圧制」<sup>[18]</sup>ではなく、「約束を履て人を制する」<sup>[19]</sup>ような公正な規定によって特徴付けられる。したがって憲法を制定し、国会を開設して、「嚴正の人物を撰びて嚴正の政を施行せしめ、之を放て嚴正の極度に達する」<sup>[20]</sup>ことが要件となる。文明国家としての政治制度を正当に基礎付けるそうした発想には、政治権力を私物化して、特定の政治家や社会組織の利益のみを優先した当時の藩閥政府を批判する視点が伏在していると言える。しかし政治制度を整備する必要性

は、対外的な見地から、欧米諸国に十分に対処しうるような近代的な統治機構を創設することに由来していることを忘れてはならない。

したがつて、文明国としての政権を強化するためにも、国会を早急に開設することが緊急の課題となる。国会開設は、こうして、民権の拡張ばかりではなく、政権の強化を通じて独立国家の基盤を強固にすることを目的としていることがわかる。福沢は、そのために、「護国の基礎を立てんが為に政権の強大を企望するものなり。政権を強大ならしめんが為に国会の開設を企望するものなり」と考へるのである。しかし、民権の伸張が国権の強化へ至るという福沢の発想は、『文明論之概略』出版（明治八年）以後には、次第に変質していくことを認めねばならない。

一九世紀末の西洋先進諸国では、資本主義的経済機構は、金融資本が支配する独占資本主義へと徐々に移行しつつあり、国内の過剰な資本を輸出するために、植民地や従属国を獲得していく帝国主義的膨張政策が採用されつつあったのである。しかも、科学技術の急速な発達に伴い、「驚駭狼狽の世の中」になつていき、西洋諸国自体が文明化の進歩のために、「正に狼狽して方向に迷う」状態に陥つたと、福沢は比喩的に述べている。「近時の文明、世界の喧嘩、誠に異常なり<sup>(15)</sup>」という文章は、当時の歴史的状況を暗示していると考えられる。福沢は、西洋諸国そのうした政策に对抗して、日本の独立を維持するためにも、軍備の強化を提案することになる。すなわち、「今日、世界万国と並立する一国にして、其国を保護して他国の輕侮を防ぎ、又随て之を威伏せんが為に、軍事鉄砲を備え、海陸の兵備をするは、封建の武士が刀剣を帶する異ならず<sup>(16)</sup>」と、彼は述べて、軍事力の強化が国家の独立を保持する適切な手段であると考えることになる。こうして、「武備を盛んにして國權を皇張する<sup>(17)</sup>」ことが、重要な政

治政策となり、国家の独立を維持するためにも、軍事力の導入が必要な手段となる。

福沢がアジア諸国を見る視点は、そのような緊迫した国際情勢の最中に形成されたと言える。その場合、近代日本にとって、何よりも主要な課題は、人民の独立精神に支えられた国家の基盤を保持することであった。したがって、アジア諸国、特に当時の中国や朝鮮に対しても、西洋列強諸国の政治的・経済的・軍事的な圧力に対抗するため、自国の独立基盤を強化することを、福沢は呼びかけることになる。しかし、そうした激動的な国際状況に対応せずに、国内の伝統的な価値観に固執する限り、自国の独立基盤を保持することは非常に困難である。福沢が、日本社会に固有な「古習の惑溺」<sup>(18)</sup>を厳格に斥けたように、当時の中国や朝鮮の中に根付いていた儒教的な固陋な発想様式を厳しく批判することになる。それは、単なるアジア批判ではなく、中国や朝鮮の文明化を促して、歐米列強諸国に対して確固とした独立国家を維持するための、当面の善後策であると言える。したがって、そのような福沢の態度は、必ずしも単純なアジア軽視ではなく、まして、盲目的な西洋追従を示しているわけでもない。むしろ、現実の激動した国際的情勢の中で、日本が文明国として国家の独立を維持しうるためには、どのような政策が望ましいのかを巨視的な視点から模索した結果として、福沢は、『時事新報』に、『脱亜論』や『東洋の政策果して如何せん』などを執筆したと考えられる。そこには、「退て守て我旧物を全ふする歟、進て取て素志を達する歟」という切迫した状況判断が求められていたわけである。したがって、アジア諸国に関する彼の見方には、帝国主義へ至る当時の世界事情を反映した歴史的な要因が伏在している。

以上から、福沢は、西洋文明の価値を必ずしも盲信していたわけではなく、「西洋の文明は、我国の右に出るこ

と必ず數等ならんと雖ども、決して文明の十全なるものに非ず」<sup>(10)</sup> という文には、西洋文明に對して相對的な視点を保持する彼の態度が明確に示されていることがわかる。当時の西洋諸国は、侵略戦争による植民地制覇を企てていたばかりではなく、国内の風俗習慣も、文明の理想的な状態を必ずしも体現していたわけではない。その結果、「今の西洋諸国の有様を見て、悠然たる野蛮の歎を為すこともある可し、是に由てこれを觀れば、文明には限りなきものにて、今の西洋諸国を以つて満足す可きに非ざるなり」<sup>(11)</sup> という見解が導き出されるのである。しかし現状では、他に文明社会の兆候を示す国が存在しない以上、当面の間は、西洋先進諸国の政治的・社会的機構を参照しながら、近代日本の確固とした国家建設を構想せざるをえないことになる。西洋先進諸国は、現在、「進歩の時」<sup>(12)</sup> を表しているだけであり、それらの文明諸国に無批判に追従する考え方を、福沢はきっぱりと退けているのである。

しかも、福沢は、オセアニア地方の「サンドウキチ」島の例を挙げて、西洋による「文明化」がもたらす悲劇的な結末についても、言及していることを忘れてはならない。すなわち、西洋人の移民が持ち込んだ流行病のために、土着民の人口が減少したばかりではなく、「開化と称するものは何事なるや」と疑問を呈して、「唯此島の野民が、人肉を喰ふの悪事を止め、よく白人の奴隸に適したるを指して云ふのみ」<sup>(13)</sup> と、福沢は述べて、植民地支配体制の実態を糾弾している。そのような悲劇は、中国についても同様であり、「支那帝国」<sup>(14)</sup> が、「欧人の田園」となることを彼は危惧し、「欧人の触る所は、恰も土地の生力を絶ち、草も木も其成長を遂ること能はず。甚だしきは其人種を殲すに至るものあり。是等の事跡を明にして、我日本も東洋の一國たるを知らば、仮令ひ今日に至るまで、外交際に付き甚しき害を蒙たることなきも、後日の禍は恐れざる可らず」<sup>(15)</sup> と警告するのである。西洋諸国の植民地支

配に対する福沢のそうした批判的態度は、中江兆民にも認められる。

実際兆民は、『論外交』と題する記事の中で、歐州諸国とアジア諸国との関係を軍事力に基づく支配と被支配との構図として捉えている。特に、「宇内第一ノ文明國」<sup>(18)</sup>である歐州諸国が、アジア諸国の民衆を「蛮野鄙陋ヲ以テ之ヲ輕蔑スル」<sup>(19)</sup>状態は、こうした構図を典型的に示すことになる。強大国による弱小国への植民地支配は、当時の国際的情勢を象徴的に表し、明治日本もその国際的情勢の中に徐々に組み込まれていたわけである。歐州諸国は、そのために、理想的な「文明國」の資格を備えていたわけではない。自国の価値基準を盲信しながら、他国の存在を軽視するような偏狭な発想を、兆民は厳しく非難するのである。「遽ニ己レノ開化ニ矜伐シテ他邦ヲ凌蔑スノガ如キハ、豈真ノ開化ノ民ト称ス可ケン哉」<sup>(20)</sup>という文章には、「文明國」の偏狭な優越主義を批判する兆民の態度を窺い知ることができる。そこで最後に、兆民が、近代日本社会に対してどのような理念を抱いていたのかを知るために、近代的議会政治に関する兆民の見解を検討する段取りである。

日本の近代化政策は、国家の統一と独立を重視する政府の意向に基づいて開始され、その政策目標は、歐米先進諸国の政治制度に設定されていた。ところで、独立した統一国家は、確かに近代的統治機構の特性を備えていたけれども、国家の近代的な要因そのものを必ずしも示していたわけではない。実際、專制的な封建制国家も、全体主義的な独裁制国家も、ともに独立した統一国家に含まれるからである。そこで、政治的な視点から「近代化」を考察する場合、「政治的意思決定が大衆的レベルにおいて民主主義的な基盤に乗るようになり、またそれの実行が専門化された高度の能力を持つ管理制組織に担われるようになること」<sup>(21)</sup>が重要な前提条件となる。すなわち、近代的

国民国家が成立するためには、何よりも「民主化<sup>(25)</sup>」が広範囲に普及しなければならない。したがって、「民主化」政策を行なうためには、人民全体が正当に政治活動に参加し、様々な政策を公平に決定しうるような統治機構を創設することが求められる。こうした条件を備えている国家こそ、兆民が構想した近代的国民国家に他ならない。憲法の制定と国会の開設は、ここにおいて、「民主化」政策に不可欠な課題であることがわかる。

こうしてみると、国家の基本の方針を規定した憲法は、国家の構成員の大部分が人民である以上、統治者が人民の意思を無視して、憲法を一方的に作成することは、「民主化」の原理に反することがわかる。そこで、兆民は、憲法の作成を特定の人物に委ねるのではなく、統治者と国会との間で取り決めるなどを主張することになる。<sup>(26)</sup>しかし、現実に発布された大日本帝国憲法は、明治政府がプロイセン憲法を適用した欽定憲法であり、そこには、強大な天皇大権と脆弱な議会権限が明示されていた。特に、憲法の付属法を成す衆議院議員選挙法には、選挙権は二十五才以上（被選挙権は三十才以上）の男性だけであり、しかも直接国税十五円以上を納める者に限られていたのである。したがって、この選挙法によれば、「当初の有権者は人口の一・一パーセントに過ぎなかつたから、實に九十八・八パーセントの国民が国勢レベルの選挙から排除されていた」ことになる。大日本帝国憲法は、こうして、近代的国民国家を模索していた兆民の期待を根底から裏切つてしまふのである。後に幸徳秋水は、『兆民先生』の中で、「憲法の全文到達するに及んで、先生通読一遍唯苦笑する耳」と記して、大日本帝国憲法に対する兆民の否定的な反応を想起している。しかし兆民は、明治政府に全く絶望していたわけではない。實際、憲法発布後の最初の総選挙で、兆民は衆議院議員に立候補し、当選するのである。正当な立憲政治体制を日本社会の中いかに実現

しうるのかという課題は、兆民の脳裏を常に占めていたと考えられる。そこで次に、兆民自身の政治的立場を明らかにするためにも、議会政治に対する兆民の理念を検討することが要件となる。

国会は、人民の代表者によって構成され、特定の政治家が、個別的な利益をそこへ恣意的に導入することはできない。兆民は、そのために、「国会は全国民の意欲より成り立ちたる政事的の一大脳髄と謂ふべきもの」<sup>(28)</sup>と述べている。その場合、政府の執行権を実施する行政官は、「全国民の意欲」<sup>(29)</sup>を代行するだけであり、国会の決議に全面的に依存することになる。すなわち政府は、何よりも「人民の為に設くる」<sup>(30)</sup>執行機関であり、政府が人民に対して独自の権力を行使することは、正当な統治の理念に反するわけである。「人民は本なり政府は末なり、人民は源なり政府は流なり、人民は表なり政府は影なり」という兆民の表現は、そうした経緯を説明している。

兆民はまた、国会を「国民意欲の標発所」<sup>(31)</sup>、または「国民権理の拡張所」<sup>(32)</sup>と見なしている。国会が設立されない限り、正当な政府も人民も存在しなくなるわけである。兆民が、『国会論』の末尾で、「政府の名義を正して眞の政府と為し受托者と為し、人民の名義を正して眞の人民と為し委托者と為し、政府をして人民をして並に自ら恥るところ無きを得せしむる者は、其れ唯国会乎」と主張するのは、人民全体の意志を考慮に入れているために他ならない。それでは、そうした国会を構成する人民の代表者は、どのようにして選出されるのであるか。

代議士は、本来、人民全体の意思を人民に代わって国会に伝達する職務を担っている。しかしながら、代議士は、必ずしも常に人民の利益を念頭に置きながら、行動するとは限らない。代議士の任務は、そのために、「政事の綱要に関する」<sup>(33)</sup>、人民と同じ意見を重視することが求められる。したがって、選舉人である人民自身が、明確な政治

的展望を抱くことが前提条件となる。実際、「選挙人其人々に於て胸中一定の雛形無くして良好の代議士を得んとするは、目を塞いで物を探ぐるに同じ」と、兆民が述べているように、選挙人の適切な政治の方針こそ、立憲政治の出発点を成すのである。代議士は、また、選挙人の意向を国家の政治にできる限り忠実に反映させなければならぬ。しかし代議士は、必ずしも常に、選挙人の理念に基づく政策を実行することは限らない。選挙人の意向よりも、代議士自身の政治的見解の方が重視されることもありうるためである。そこで、どのような選挙方法が、国家の政治にとって正当な結果をもたらすのかを問い合わせが必要がある。兆民が、選挙方法を有限委任と無限委任とに区分し、それぞれの問題点を検討するのは、こうした事情に由来している。

先ず有限委任では、代議士の政策決定は、選挙人全体の意見によって取り決められるために、国家の政治には、選挙人の見解が明確に反映されることになる。すなわち、「選挙人は号令者にて代議士は受令者なり」<sup>(24)</sup>という文章が示しているように、代議士の役目は、選挙人の見解を伝達するだけである。したがって、有限委任では、多数の選挙人の意思が、国家の政策に反映されるので、「選挙人即ち国会外多数人民の権を重くして、代議士即ち国会少數人民の権を軽くする」<sup>(25)</sup>結果となる。こうした有限委任が成り立つためには、選挙人自身が適切な政治的展望をあらかじめ保持していかなければならない。他方、無限委任は、政策決定を、代議士の意向に全面的に委ねる選挙方法である。選挙人は、「代議士の論綱」に基づいて代議士を選出し、「一切の事項は代議士をして国会中に於て臨機応変もて論述せしむる」<sup>(26)</sup>ことを承認する。選挙人は、こうして、代議士の「良心と智識」に全幅の信頼を置き、代議士の「大才子をして成丈け自由に其才を振はしむる」<sup>(27)</sup>ことを認めねばならない。選挙方法に関するそのような区分

を兆民が想定しているのは、議会政治の基本的な理念を重視するためである。

実際、本来の立憲制国家では、決して特定の政治家が政治権力を掌握するのではなく、「多数人民の意見を鄭重にすること」<sup>(22)</sup>が要件となる。したがって、選挙人は、人民全体の利益になるような政治的方針を抱く代議士を選出し、しかも、「終始被選挙人（＝代議士）の国会における行状の監察者」<sup>(23)</sup>という任務を担う必要がある。兆民は、そうした見解を『三醉人経緯問答』の中でも述べている。すなわち、「民たる者既に代議士を出して政務を監督するの權あり」と。その場合、「議院は全国民意の寓する所」<sup>(24)</sup>であり、代議士は、あくまで議院に従属することが求められる。兆民は、その結果、「立法権即ち議院は民の為に事務を委託する主人にして、行政権即ち宰相大臣は此委託を受けて事務を処理する役徒たるに過ぎざるのみ」と主張することになる。

しかしながら、現実社会では、そのような理念が必ずしも実現されることは限らない。特に、国外や国内の政治的状況は絶えず変化するために、人民がそれらの動向を正確に理解することは非常に困難なためである。したがって、人民が認める代議士に国家の政治を任せ、「充分其才を奮はしむる」方が適切なやり方であろう。人民は、その場合、代議士の政治活動を監視することは、「代議士其人の尊嚴を害する」<sup>(25)</sup>ことにもなる。すなわち、代議士は、「多数人民の喉舌と為り機械と為ることは其の欲する所に非ざる可し」という事態が生じるのである。確かに、国家の政治に携わる代議士は、「深遠の学識」<sup>(26)</sup>と「巧鍊の経験」などを備えていることが要求される。無限委任の正当性は、そうした代議士を全面的に信用することから導き出されるのである。しかし代議士は、あくまで人民全体によって選出される以上、「選挙の綱要の簡単なるを藉口して恣に自家一己の意欲を主張するが如きは眞の委托者」と見

なすことはできない。代議士の任務は、人民の基本的な政治的見解を詳細に検討し、それを具体的に実現することであり、その任務を忠実に遂行することによって、代議士は、人民の「眞の委托者」となりうるのである。しかし、無限委任の方法を採用する場合、選挙人は通常、代議士の政治的な方針よりも、むしろ「人物崇拜の習<sup>(22)</sup>」から代議士を選出する傾向があり、人民の政治的見解を必ずしも重視することは限らない。そして、選挙人自身が、適切な政治的方針を持たない時には、国家の政治は、代議士の恣意的な発想によって左右されることになる。人民の代表者から構成される国会は、その結果、「議政的専壇家の集会所<sup>(23)</sup>」となり、また代議士は、「選挙人の懷中より孵化したる毒蛇<sup>(24)</sup>」に墮落する可能性がある。人民は、こうして、ただ盲目的に「国会の旨を遵奉し即ち之が奴隸と為らざるを得ず」という状態に陥る。そのような政治形態は、本来の議会政治ではなく、特定の政治権力を私物化する専制政治を表すに過ぎない。

確かに、明治憲法や帝国議会の創設により、近代日本は、議会政治への第一歩を踏み出すこととなつた。しかし、人民の自由権は抑圧され、また極度な制限選挙のために、人民全体の意思を国会に反映させることは、ほとんど不可能となるのである。第一回帝国議会では、政府の予算案に対する立憲自由党の結束が崩壊し、衆議院議員としてその議会に出席した兆民は、そのような事態を「無血中の陳列場<sup>(25)</sup>」であると述べて、議員を自ら辞職してしまう。現実の近代日本は、こうして、議会政治に対する兆民の理念を根底から裏切ることになる。ところが兆民は、そのため、政治的な理念を全く放棄したわけではない。兆民は、晩年に至るまで、現実の日本社会に対する批判的な態度を保持しながら、議会政治の理想像を常に求めていたと考えられる。現実の政治による挫折を繰り返し経験し

たにもかかわらず、理想的な社会の実現を常に追求していたことは、兆民自身の信念が極めて強固であったことを証明している。兆民は、まさにそのために、最晩年の著作『一年有半』の中で、「民権是れ至理也、自由平等是れ大義也」と断言することができたのである。兆民はその場合、「此等理義に反する者は竟に之れが罰を受けざる能はず」と述べて、「民権」や人民の「自由平等」を無視することは、人間の尊厳性そのものを傷つけることにつながる点を強調している。したがって、「民権」や人民の「自由平等」は、特定の国家や社会を超えた普遍的な価値となりうるのである。「民権自由は歐米專有に非ず」という文章は、こうした普遍的な価値に対する兆民の強い確信を表明していると言えよう。

### 〔注〕

- (1) 「米欧使節派遣の事由書」、『日本近代思想体系』、一二、「対外觀」、岩波書店、一九八八年刊、一七頁。
- (2) 同右。
- (3) 同右。
- (4) 同右、一九頁。
- (5) 『日本史史料』四、近代、岩波書店、一九九七年刊、八六頁。
- (6) 同右、九〇頁。
- (7) 『日本近代思想体系』、九、「憲法構想」、岩波書店、一九八九年刊、六七頁。
- (8) 『日本史史料』四、近代、前掲書、一二九頁。
- (9) 同右。

(10) 同右。

(11) 同右、一三〇頁。

(12) 江村栄一「自由民権運動とその思想」、『岩波講座 日本の歴史一五』所収、岩波書店、一九七六年刊、一九頁。実際、『自由党史』によれば、「今夫れ斯議院を立るも、亦遽かに人民其名代人を擇ぶの権利を一般にせんと云ふには非す。士族及び豪家の農商等をして獨り姑らく此の権利を保有し得せしめん而已。是の士族農商等は則ち前日彼の首唱の義士、維新の功臣を出せし者なり」(『自由党史(上)』、岩波書店、一九五七年刊、一〇七頁)と記されている。

(13) 大久保利謙編『近代史史料』、吉川弘文館、一九六五年刊、一四九頁。

(14) 同右。

(15) 『立志社趣意書』では、士族救済の理由が次のように記されている。すなわち、「今日ニ在テ士族ノ応サニ自ラ勤勉シ以テ其ノ産ニ就キ、及ヒ三民ノ応サニ自ラ奮励シ以テ其ノ陋ヲ去ル可キ者固ヨリ両ツナカラ言ヲ俟タズト雖モ、四民亦宜シク其ノ相互ニ兄弟ヲ視ルニ愛ヲ推シ士族ハ則チ三民ノ卑屈固陋ヲ以テ之ヲ輕ンジ之ニ傲ルナク必ラズ相融合シテ一ト為リ以テ其ノ知識氣風ヲ上進セシムルヲ要シ、而シテ三民ハ則チ士族ノ究苦困厄ニ乘シテ之ヲ擁スルナク其不幸ヲ見テハ必ラズ之ヲ救濟セント務ム可シ」(大久保利謙編『近代史史料』、前掲書、一四八頁)と。

(16) 明治政府のそうした弾圧政策に対して、小森陽一氏は、「結果的には、「官吏」に対する「新聞」の批判を取り締まるための法律はあるが、この国で最初の整備された言論弾圧法が、まさに明治維新以後の権力闘争の中で確立されてきた新たな支配階級の利益を守るために、極めて階級的な法律であったを見逃してはならないだろう」(小森陽一『日本語の近代』、岩波書店、二〇〇〇年刊、四九頁)と指摘している。

(17) 宇野俊一氏によれば、明治八年から明治二年にかけて、地租改正反対による農民一揆は、三八件に及ぶ。そうした社会現象が発生した理由は、「地租改正事業の進行とともに政府の強行する地価決定あるいは反当取量査定の方式が、土地所有者としての地主・豪農をも含む全農民の利害と対立するに至つて、その顕著となり、かくして地主・豪農の指導による地租改正反対運動が展開されるに至つた。この闘争の過程で、農民層に自由民権思想が受容され、やがて自由民権運動の一環として地租軽減を要求する全国的な運動へと発展するのである」(大久保利謙編『体系日本史 叢書三、政治史Ⅲ』、山川出版

社、一九六七年刊、一六六頁）と、宇野氏は説明している。

(18)

『日本近代思想体系』九、「憲法構想」、岩波書店、一九八九年刊、二三九頁。井上毅は、また、一八八一（明治一四）年七月一二日に、『民権運動対策意見』を提出し、そこで、プロシア憲法の利点を次のように述べている。すなわち、「若シ又是レニ反シテ政府ハ英國風ノ無名有実ノ民主政ヲ排斥シテ普魯西風ノ君主政ヲ維持スルノ廟算ナラハ、八年ノ聖詔ヲ實行シ、政府主義ノ憲法ヲ設ケテ以テ横流中ノ墨壁を固クシ、人心ノ標準ヲ示ス事、一日モ緩クスベカラザル歟ト存候」（『日本史史料「四」近代』、前掲書、一四四頁）と。

(19) 坂野潤治氏は、その事件について、「政府は明治初年以来、一四〇〇余万円もの大金を投じて北海道の開拓をすすめてきたが、明治一四年（一八八一）、財政難と支出金の期限切れのため開拓史の廃止を決定した。そこで開拓長官黒田清隆は、その工場や鉱山などを開拓史関係者に払い下げようとしたのである」（坂野潤治『大系日本の歴史』一三、小学館、一九九三年刊、九〇頁）と説明している。

(20) 『自由党史（中）』、岩波書店、一九五八年刊、七八頁。

(21)

「明治一四年の政変」の歴史的意義について、御厨貴氏は次のように説明している。すなわち、「まず第一に、大久保の制度的遺産の系譜上にある「国会論」において、漠然たる漸進的開設志向に対し、世上もつとも有力であつたイギリスモデルではなく、ブロイセンモデルを明確に指定したことである。次いで第二に、大久保の政策的遺産ともいいうべき「財政論」において、大久保時代以来積極的財政志向に対し、最終的に緊縮財政論を確定したことである。いかかえれば、明治一四年の政変によって大隈に象徴される第三の選択はものの見事にすべて逆転されたのである。その意味では、大隈追放は避けられぬ事態だったといえるかもしれない。さらに第三に、大久保の人的遺産たる侍補・宮中グループは、政変の過程で、「中正党」を結成するが、もはや天皇親政運動を復活させるだけの力はなく、なおイデオロギー的規制力は残すものの、結局は佐々木高行を工部卿に据えるだけの成果に終わってしまう」（『日本歴史体系』四、山川出版社、一九八七年刊、五八一―五八二頁）と。

(22) 『近代史史料』、前掲書、一六九頁。  
(23) 同右。

(24) 『陸羯南集』、筑摩書房、一九八七年刊、一二一頁。

(25) 久米邦武編『米歐回覽實記』(五)、岩波書店、一九八二年刊、一四九頁。『米歐回覽實記』を書き記した久米邦武は、次のように編集方法を述べている。すなわち、「復命ノ後ニ再三校訂ヲ加ヘ、理、化、重諸料、統計、報告、歴史、地理、政法等ノ書ニ覽シ、且各理事官ノ理事功途中ヨリ抄録シ、或ハ各都府ニテ博士聞人ニ親炙シタル談ヲ討聚シ、類ニ触レテ論説ヲ加ヘ、時ニハ各人各書ノ語ヲ、己ノ辞ニテ闇縫シタル文モ多シ、固リ皆之ヲ架空ノ臆説ニ結構シタルニアラザレハ、其ノ異聞ハ、亦本文ト相発スルモノモ少カラサルヘシ」(久米邦武編『米歐回覽實記』(一)、岩波書店、一九七七年刊、一五頁。)

(26) 同右。

(27) 田中彰『岩倉使節団の歴史的研究』、岩波書店、二〇〇二年刊、一八三頁、または一八八頁を参照。

(28) 久米邦武編『米歐回覽實記』(五)、前掲書、一四九頁。

(29) 同右。

(30) 同右。

(31) 同右、一五〇頁。

(32) 同右、一五五頁。

(33) 同右、一五八頁。

(34) 同右、一五九頁。

(35) 同右、一六〇頁。

(36) 久米邦武編『米歐回覽實記』(二)、岩波書店、一九七八年刊、八三二頁。

(37) 同右。

(38) 同右。

(39) 久米邦武編『米歐回覽實記』(五)、前掲書、一六〇頁。

(40) 同右、一六七頁。

- (41) 同右、二二五頁。
- (42) 久米邦武編『米欧回覧実記』(二)、前掲書、三八一頁。
- (43) 久米邦武編『米欧回覧実記』(五)、前掲書、二二二一頁。
- (44) 同右、三二七頁。
- (45) 同右、三二八頁。
- (46) 同右。
- (47) 同右、二〇一頁。
- (48) 同右。
- (49) 同右。
- (50) 例えば、サルトルは、アルジェリアに対するフランスの植民地支配体制について、その体制を維持する限り、被支配国アルジェリアの社会を根底から破壊するばかりではなく、支配国フランスの方も破滅を引き起こすことに注意を喚起している。すなわち、「植民地主義のただ一つの善行、それは持続するためには頑固でなければならぬ」ということであり、その頑固さによって自らの破滅を準備するということである。われわれ本国のフランス人としては、これらの事実から引き出すべき教訓はただひとつである。すなわち、植民地主義は自己破滅の道を歩みつつあるということだ。しかし、それはなお、あたりに臭氣を放っている。それはわれわれの恥辱である。それは、われわれの法を愚弄し、法を戯画化している」(Sartre, *Situations*, V, Paris, Gallimard, 1964, P. 47) とサルトルは述べて、植民地主義の欺瞞性を暴露している。
- (51) 久米邦武編『米欧回覧実記』(二)、岩波書店、一九七九年刊、一四一頁。
- (52) 同右。
- (53) 同右、六三一六五頁。
- (54) 同右、六五頁。
- (55) 同右、三二九頁。
- (56) 同右。

- (57) 同右、三三〇頁。
- (58) 同右。
- (59) 同右。
- (60) 同右。
- (61) 同右、三四〇頁。
- (62) 同右。
- (63) 同右、三四二頁。
- (64) 『福沢諭吉選集』(以下『選集』と略称)、第四卷、岩波書店、一九八一年刊、二二三頁。
- (65) 同右、三九頁。
- (66) 『選集』、第三卷、岩波書店、一九八〇年刊、八七頁。
- (67) 同右、一五六頁。
- (68) 『選集』、第四卷、前掲書、二五頁。
- (69) 同右、五〇頁。
- (70) 『選集』、第三卷、前掲書、八七頁。
- (71) 同右、八八頁。
- (72) 『選集』、第四卷、前掲書、一二三頁。
- (73) 同右、一六二頁。
- (74) 同右、一六六頁。
- (75) 同右、一六二頁。
- (76) 同右、一六九頁。
- (77) 同右。
- (78) 同右、三〇頁。

- (79) 同右、一七三頁。
- (80) 『選集』、第一〇卷、岩波書店、一九八一年刊、二〇八一二〇九頁。
- (81) 『選集』、第三卷、前掲書、一五四頁。
- (82) 同右。
- (83) 同右。
- (84) 『選集』、第一〇卷、前掲書、一五頁。
- (85) 実際、福沢は、漢書について、「経書を専らにして、論語、孟子は勿論、すべて経義の研究を始め、殊に先生（白石先生）が好きと見えて、詩經に書經と云ふものは本当に講義をして貰って善く読みました。ソレカラ、蒙求、世説、左伝、戦国策、老子、莊子と云ふやうなものを能く講義を聞き、其先は私独りの勉強、歴史は、史記を始め前後漢書、晋書、五代史、元明史略と云ようなものを読み、殊に私は左伝が得意で、大概の書生は左伝十五巻の内、三、四巻で仕舞ふのを、私は全部通読、凡そ十一度読返して、面白い処は暗記して居た」（『選集』、第一〇卷、一四二一五頁。）と、追想している。
- (86) 『選集』、第一一巻、岩波書店、一九八一年刊、八〇頁。
- (87) 同右、八三頁。
- (88) 同右。
- (89) 同右。
- (90) 『選集』、第四巻、前掲書、七四頁。
- (91) 同右、七五頁。
- (92) 同右、一二二頁。
- (93) 同右、五〇頁。
- (94) 同右、一〇四頁。
- (95) 同右、一八頁。
- (96) 同右、一七三頁。

- (97) 同右、一七四頁。
- (98) 同右、一七六頁。
- (99) 同右、一九一頁。
- (100) 同右、一九四頁。この箇所で、福沢は、「精神の奴隸」に（メンタルスレーヴ）とルビを振っているが、松沢弘陽氏の注釈で説明されているように、J. S. Mill の『自由論』第一章で記された mental slavery（精神的な奴隸状態）の当時の翻訳語（中村正直『自由之理』所収）である「心中の奴隸」（メンタルスレーヴ）を踏襲しているように思われる（『文明論之概略』、ワイド版岩波文庫、岩波書店、一九九七年刊、二五四頁）。
- (101) 同右。
- (102) 『選集』第三巻、前掲書、一五五—一五六頁。
- (103) 同右、一五六頁。
- (104) 佐々木克『集英社版 日本の歴史』一七、集英社、一九九二年刊、一四四頁。
- (105) 『中江兆民全集』（以下『全集』と略称）第一四巻、岩波書店、一九八三年刊、二頁。
- (106) 同右。
- (107) 同右。
- (108) 同右。
- (109) 同右。
- (110) 『中江兆民集』、筑摩書房、一九七四年刊、一八七頁。
- (111) 同右。一八八頁。なお、柳父章氏は、馬場辰猪の『天賦人権論』を分析して、「天賦人権」の「天賦」は「自然」起因スル」わけであるから、「天」は翻訳語「自然」であり、natureである（柳父章『翻訳の思想』、筑摩書房、一九九五年刊、二三九—二三〇頁）と指摘している。
- (112) 同右。
- (113) 『全集』、第一一巻、岩波書店、一九八四年刊、二七頁。

- (114) 同右。
- (115) 『全集』、第八卷、岩波書店、一九八四年刊、一九一頁。
- (116) 『全集』、第一四卷、前掲書、二二頁。
- (117) 『全集』、第一一卷、前掲書、二七頁。
- (118) 『中江兆民集』、前掲書、二〇九頁。
- (119) 同右。
- (120) 同右。
- (121) 『全集』、第一四卷、前掲書、四四頁。
- (122) 牧原憲夫「有司專制と国会開設運動」、『近代日本の軌跡』所収、吉川弘文館、一九九五年刊、三六頁。
- (123) 『全集』、第一〇卷、岩波書店、一九八三年刊、一七七頁。
- (124) 『全集』、第一四卷、前掲書、二三頁。
- (125) 同右。
- (126) 『中江兆民集』、前掲書、一八五頁。
- (127) 同右、二〇九頁。
- (128) 『全集』、第一四卷、前掲書、四五頁。
- (129) 同右、五〇頁。
- (130) その基本的な理念は、兆民自身が述べているように、「宰相ヲ選スル者ハ人民ナリ其法律ヲ立ツル者亦人民ナリ夫レ人民段々自ラ法律ヲ立テ、又其自ラ選抜スル所ノ宰相ヲシテ之ヲ執行セシムレバ則チ行政立法ノ権並ニ皆人民ノ共有物ナリ」（同右、一頁）という点にある。したがつて、君主と人民との間には、何等優劣はなく、むしろ君主は人民に従属していることこそ、理想的な「君民共治」を行なう前提条件となる。兆民は、そのために、議会政治に対して非常に強い期待を寄せるわけである。
- (131) 同右、一一一二頁。

佐  
藤

誠

(154) 「全集」第七卷、岩波書店、一九八三年刊、一二三頁。

(155) 「全集」第一〇卷、前掲書、一五五頁。

(156) 同右。

(157) 同右、一五五頁。

(158) 同右。

(159) 同右。

(160) 芝原拓自『日本近代化の世界史的位置』、岩波書店、一九八一年刊、一六二頁。

(161) 同右。芝原氏はまた、マルクスの叙述を援用しながら、「自由貿易」の特質を次のように説明している。すなわち、「宣言」(=『共産党宣言』)とおなじころ、マルクスは、自由貿易主義とは「全世界的な状態での搾取」の謂いにほかならない。この搾取の実現の自由として自由貿易は、資本主義諸国内部でも旧秩序や国民性などを破壊して階級分化・階級対立を極端におしすすめるが、かかる旧秩序破壊的な再編は「もつと巨大な規模で全世界の市場に再現する」と論じている。それゆえ、自由貿易主義をこそ政策的武器としたブルジョワ的生産様式の強制ということの基本的内容は、すべての民俗への資本主義的搾取・収奪に適合するような破壊的社会変革の強制、というように理解されなければなるまい」(同右、一二三頁)と。

(162) 『選集』第四卷、前掲書、一二三二頁。

(163) 同右。

(164) 同右。一五一頁。

(165) 『選集』第五卷、岩波書店、一九八一年刊、二五六頁。

(166) 『選集』第四卷、前掲書、一二四二頁。

(167) 同右、一五一頁。

(168) 同右、一二四三頁。

(169) 同右、一四五頁。

(170) 同右。

- (171) 『選集』、第五卷、前掲書、一〇〇頁。  
(172) 『選集』、第四卷、前掲書、一七三頁。  
(173) 『選集』、第三卷、前掲書、七九頁。  
(174) 同右。  
(175) 同右、八一八二頁。  
(176) 『選集』、第五卷、前掲書、二二五頁。  
(177) 同右、一二四頁。  
(178) 同右。  
(179) 同右。  
(180) 同右。  
(181) 同右、二三七頁。  
(182) 同右、二三〇頁。  
(183) 『選集』、第四卷、前掲書、二六二頁。  
(184) 同右、二六三頁。  
(185) 『選集』、第五卷、前掲書、一五六頁。  
(186) 同右、二三八頁。  
(187) 同右、二五五頁。  
(188) 『選集』、第四卷、前掲書、三九頁。  
(189) 『選集』、第七卷、岩波書店、一九八一年刊、  
一三五頁。  
(190) 『選集』、第三卷、前掲書、一五六頁。  
(191) 『選集』、第四卷、前掲書、二三頁。  
(192) 同右、二三頁。

(193) 同右、二四二一頁。

(194) 同右。後に、岡倉天心は文明化に対する同様の見解を次のように比喩的に述べている。すなわち、「彼ら（＝西洋人）は、

日本が平和な文芸にふけっていたころは野蛮国と見なしていた。しかし、日本が満州の戦場に大殺戮行動をおこしてからは、文明国と呼んでいる。」（『茶の本』、『日本の名著』二十九、「岡倉天心」所収、中央公論社、一九七〇年刊、二六八頁）と。

(195) 同右。

(196) 同右。

(197) 同右、二四二一—四三頁。

(198) 『全集』第一四卷、前掲書、一二九頁。

(199) 同右。

(200) 同右、一三五頁。

(201) 富永健一『日本の近代化と社会変動』講談社、一九九〇年刊、三二頁。

(202) 「民主化」とは、「政治権力が一人もしくは少数者に属している状態から、平等な国民すべてに属している状態に移行する、構造変動の過程である」（富永健一、前掲書、一六七頁）として捉えることができる。その場合、民衆から生ずるさまざまな要求が、できる限り政治機構に受け入れられることが要件となる。

(203) 兆民は、『平民の目さまし』の中で、「憲法は会社の内規則の様な物ゆへ、我日本の憲法は我天子様とわれわれ人民の名代たる代議士の集会すなわち国会とて取極る筈の物なり」（『全集』第一〇巻、前掲書、二七頁）と述べている。

(204) 大日方純夫『明治憲法の成立』、『近代日本の軌跡』所収、前掲書、一八頁。

(205) 德富蘇峰『兆民先生』、岩波書店、一九六〇年刊、一八頁。

(206) 『全集』第一〇巻、前掲書、四六頁。

(207) 同右、六九頁。

(208) 同右。

(209) 同右、四六頁。

佐  
藤

誠

同右、九〇頁。

『全集』第一〇卷、前掲書、九〇頁。

同右、八九頁。

- (232) 同右、九六頁。  
(233) 同右。  
(234) 同右、九五頁。  
(235) 『全集』第一二卷、前掲書、二五九頁。  
(236) 『全集』第一〇卷、前掲書、一七七頁。  
(237) 同右。  
(238) 同右。